

平成十九年度貴重資料紹介展

天保飢饉の上田

古文書学習会「山なみ」

上田市立上田図書館

天保飢饉の上田

刊行のことば

この度、「天保飢饉の上田」と題して、上田市立上田図書館の代表的なコレクションである、「藤廬文庫」・「花月文庫」・「花春文庫」の中から当時の状況を記した資料を中心に貴重資料の紹介展を開催することとなり、それに合わせて図録『天保飢饉の上田』を刊行する運びとなりました。

天保（一八三〇年から一八四三年）は、江戸時代後期であり、飢饉や一揆の多発した時代でもありました。天保の大飢饉は江戸時代の最大規模の飢饉であったと言われています。今回の資料展は、その時代における上田の人びとの生活を知る上で大変貴重なものであると考えます。

上田市立上田図書館には、「花月文庫」のほか「藤廬文庫」「花春文庫」などの特殊コレクションを数多く収蔵、保管しています。これまでに、「嬉笑文庫お披露目展」「上田に見る元禄時代」「地域の文化人成澤寛経『百合ささめごと』の世界」「信州上田豆本の世界」そして平成一七年には「殿様の図書館」として、数々の貴重資料紹介展を開催してきました。

今回の企画展は元上田市誌編さん委員の尾崎行也氏及び氏が専任講師として指導する古文書学習会「山なみ」（会長宮島かつ子氏）によって企画・実施され、図録も刊行されました。

「山なみ」は、当館が所蔵する貴重資料を解説し、市民に提供するという活動を続けており、難解な古文書の内容を平易に読むことにより、歴史をひもとく一助となっています。

上田市立上田図書館を学習の場として、楽しみながら学習や自己研鑽を深め、成果をまとめ、社会に貢献している「山なみ」の活動は特筆すべきものです。

今回の刊行にあたり、関係者各位の御苦労に対し、深く感謝申し上げます。

平成一九年一一月一日

上田市立上田図書館長 成澤英之

目 次

刊行のことば	成澤英之	1
天保飢饉期の上田	尾崎行也	3
『天保饉愁』		10
『救荒鄙論』		24
上田城下町『本陣日記』に見る天保飢饉		28
天保期上田藩における盜難		34
郷土資料に見る天変地異		38
『享保以後上田町天変地災記・秋葉及稻荷祠勸請記』		38
『信州浅間焼之事』		39
『浅間騒動記』		40
『天明三年浅間焼及騒動記』		40
『信濃ノ國浅間山大焼騒動記』		42
『信濃国大地震大満水写』		43
『信濃史談』		45
〈年表〉天保期の上田		47
執筆者紹介		48

凡例

- 一、本書は、平成十九年度上田図書館貴重資料紹介展
「天保飢饉の上田」に併せて作成した。
- 一、書名は、原本の題簽どおりにした。
- 一、漢字は、原則として当用漢字を使い、読み難い漢字にはルビを付けた。
- 一、便宜上、句読点「、」並列点「・」を付けた。
- 一、『天保饉愁』と『救荒鄙論』の他に天変地異に関する郷土資料七冊を紹介した。
- 一、『天保饉愁』の解説では、異体字・略字等は当用漢字に直した。

天保飢饉期の上田

はじめに

尾崎行也

平成一九年度上田市立上田図書館の貴重資料紹介展は、主題を「天保飢饉の上田」とすることにした。同図書館には優れたコレクションが幾つか収蔵されているが、そのなかで最も知られているのは「花月文庫」であろう。この貴重資料紹介展では、以前からこの「花月文庫」を取り上げたいという意向を持っているが、内容があまりにも豊富で、それを一回にまとめて発表することは難しいと考えた。今回は同文庫のなかから選んだ一冊『天保饉愁』を中心に、紹介展を企画することとした。

『天保饉愁』は、松原晋峰によつて記録された信濃国上田の天保飢饉の様子である。詳しくは本冊子の同書解説に譲るが、同書が選ばれたことには理由がある。第一は、この紹介展が、平成一三年度の第三回「地域の文化人成澤寛経『百合さざめごと』の世界」（図録の刊行あり）以降、上田図書館で毎月一回開催されている古文書学習会「山なみ」（会長宮島かつ子氏）が、同館職員と協力して企画・展示を実施していることである。第二は、そのことと関連して、学習会資料を古文書あるいは古書に求めていることである。そして第三に上げられるに考へるのは、昨今話題となつてゐる地球温暖化による異常気象に関心が高まつてゐることによう。それらを含めて、以前は「天変地

異」と称され、人間の力をもつてしては避けることのできない災禍は、如何に恐ろしいものであるか、それに人はどのように対処したか、それらを記録した過去の書物に関心が寄せられた、と考えられるのである。

今回の展示は、天保飢饉を一つの象徴としながら、近世の天変地異がどのように記録され、伝えられたかを、上田図書館収蔵の花月文庫を基盤に、その他のコレクションを加えて、関連書籍を選び出し、市民を始め多くの方方に見ていただくことにした。

それらの内容については、本冊子の以下の各解説に示されているので、ここでは繰り返さないことにする。ただ一点だけ触れるなら、天保飢饉に対処する地元上田藩の動きは、例えは『救荒鄙論』と題された版本を作成して領内に配布し、飢饉への対策を教示するとともに、越後米を買付けて領内困窮者の救済に当てるなど、一定の評価を与える施策があつたということである。

そこで本稿として取り上げてみたのは、天保飢饉期の上田を見直すということである。一般的に「天保」といえば、「天明」とともに「飢饉」として捉えられる。しかし天明にせよ天保にしたところで、全てが飢饉だけで過ぎ去つたわけではない、と考える。「飢饉」という事実を否定するというのではない。例えは、天保飢饉のあとに天保改革があり、飢饉のあつた天明も、同八年（一七八八）から改革は始まり、これが寛政改革と称されることになる。飢饉－改革を、偶然の連鎖と言い切ることができるのであろうか。飢饉のなかでも種々の政策が展開され、むしろ飢饉という状況を利用してするようにして推進されていったのではなかろうか。ここではそうした視点から、天保飢饉前半期（天保三～五年）の上田を、上田城下原町問屋日記によつてみ

てゆくことにする。

一、上田藩產物改所

天保飢饉は、一般的に天保三年から始まるとされている。しかし上田の場合は飢饉が強く意識されるようになるのは、翌天保四年になつてからだつたとみられる。例えば上野尚志『信濃國小県郡年表』（以下『郡年表』と略す）では、「頗凶荒（頗る凶荒）」という項を立てているのは天保四年分である。原町問屋日記でも、天保三年分については飢饉についての具体的な記述はみられず、同年閏一月分に「町在物騒（相聞候）として、夜廻りは増番の上嚴重に実施するよう通達が出されている程度である。ところが天保四年になると、一月八日に原町・柳町・田町には該当者がいないが、紺屋町では極難渋の者が一九件・五四人存在する、と報告している。この日記は原町分のみ記載されるので、海野町分（横町・鍛治町を含む）については不明であるが、既に極めて難渋な者（困窮者）が表われ始めていること、しかしそれはまだ一部の町に限定されていたこと、などがうかがえる。しかし日記はこのあと次第に飢饉に関わる記事が多くなる。

それでは天保四年の原町問屋日記（以下「日記」と略す）には飢饉以外の記録はほとんどみられないのかというと、そのようなことはない。例えば天保四年二月六日、藩が発表した領分產物取締絹紬糸等改所（以下、產物改所と略す）の開設は、上田領内の大問題であった。上田藩による領内產物の絹紬類販売調査は文政八年（一八二五）にも行われたが、姫路藩主酒井家から上田藩主松平家に養嗣子として入つ

た玉助（後の忠優）が、天保元年松平家の家督を相続すると、城下での絹紬類の年間取引量調査を命じ、翌二年には絹紬改所を設置し、國産品（領内產物）の品質を保証するため改印を押すようにしたいと提案、町方の反対を押し切つて前記のように天保四年三月からの実施に踏み切つたのである。これは從来一切が商人に任せられていた商取引に、藩が介入しようとする社会慣行の大変革であり、関係者を中心には領内の大問題であつた（上田市誌近現代編⁽²⁾『蚕都上田の栄光』参照）。具体的な例を一つ上げるなら、產物改所の開設に当つて出された触書五カ条のうち第二条をみると、

一 御領分（絹紬糸）仲買の者えは、夫々鑑札可相渡候間、組合を立、制度相定可申候（下略）、

とあり、鑑札制度の導入と同業者組合の設立を求めていた。また第三条では、

一 御城下店々にて（絹紬糸）仕入方いたし候者えは鑑札可相渡置候（下略）、

として、鑑札制度を從来の絹紬糸販売商店（具体的には呉服商など）にまで拡げている。そして第四条で、

一 鑑札申請度者は、夫々其筋え願出可申候

と、早速鑑札の申請を勧誘している。實際、この鑑札を所持しなければ、領内での絹紬糸の仕入れができず、仕入の次には改印を受けなければならぬという、新しい商法を強制されることとなつた。この触を受け、三月四日には成沢金兵衛（萬屋）を始めとする原町分絹紬糸商業者三〇人が、鑑札の交付を申請し、その後も申請者が散見される。上田の產物改所と絹紬糸（上田縞・上田紬・生糸）仲買鑑札制導入は、天保三年に藩と業者間の複雑な交渉を経てのことであつた。それ

は天保二年九月に始ったとされる松代の絹紬新市および糸市と深く関わって推移する。天保三年一月一三日、例年の日程として上田の紬仲買業者による一統寄合が上田新町向源寺で開かれたが、これに松代領の業者が出席しなかつた。すなわち上田の絹紬糸市には、従来領内に限らず近領（松代領・中之条陣屋支配幕府領など）の業者も参加していった。ところが天保二年冬、松代藩で絹紬業者の鑑札制を実施し、その買入および販売に制限を加えるようになった、というのである。こうした情報は、上田原町の呉服商布屋利兵衛や若松屋忠右衛門などから伝えられたが、天保三年六月の報告では、松代領内の買次人（仲買人）は全て鑑札交付者で、その全調達品は、絹紬であれば江戸表二本榎木の信濃屋へ、また糸のうち為登糸（上方移出の生糸）は近江の松井久左衛門、その外は上野伊勢崎の小暮此右衛門に残らず引き渡し、百両に付き一步の口銭（売買受託手数料）を受け取っている、というものであった。同年七月には、そうした制度を実施した松代では、在中（村方）のものが製造した絹紬などを市に持ち出しても買次人に買されるようなもので、値段が下落し、販売を手控えるものがあらわれ、年貢収納（金納）にも影響が出てきたとして、盆前には新規定を中止し、従来の方式になつた、という情報も伝えられた。一〇月になつて、領内上塩尻村浪吉の事例が口上書として提出された。浪吉はこれまで農間に在方製造の絹紬を買い集め、これを上田城下の市場に持参して商売をしてきたが、松代城下に絹紬新市ができるからには、上田市場へ運搬される絹紬を途中で買取り、松代市場へ移送している、これでは上田市場は衰微してしまう、というものであつた。松代新市の動向をどのように評価するかが、上田の産物改所設置および鑑札制実施の可否と深く関わり、上田両問屋と藩当事者の間で論争が続いた。

天保三年一二月、布屋利兵衛らの報告は、江戸大丸屋・京都升屋・

高崎布袋屋が例年通り上田へ紬仕入にきたが、松代で紬を調達したいというので、仕方なく松代で仕入させ、その上で今後も上田での仕入を依頼した、という内容であった。松代新市の上田市場に与えた影響は深刻だった、といえよう。

天保四年は前述の通り産物改所の開設、鑑札制の実施で始つたが、松代の動向はどうであつたのだろうか。三月には松代から大丸屋や岩城屋への交渉がなされ、両者とも松代に赴いたことが報ぜられ、九月にはその内の大丸屋は「松代様畠貢当年千両」とも伝えられた。そうしたなか一〇月二一日には、若松屋忠右衛門から、紬仕入の客衆（大丸屋など）が残らず松代に移動し、そこで紬を調達することになったことを報じ、一二月三日の絹紬市には金詰りのため買人（仕入人）がなく、御支配所（幕府領）の仲買人は買人がないのなら松代へ行く意向を示すなど、領内仲買人は苦境に立たされた。これに對して上田藩町奉行は、買次の者（仲買人）へ資金として三〇〇両貸与の意向を示し、上田両町問屋は早速「紬市入用」として三〇〇両を勘定奉行から借用している（利息五分、返納期限翌年正月八日）。

これとは別に上田市場での「白紬払底」が問題となり、天保四年六月、次のような触が出された。

絹紬仲買

當 郷 定 四 郎	
馬越村 長 太 郎	
越戸村 四 郎 治	
仁古田村 常 治	
下室賀村 由右衛門	
町小泉村 文 吉	
下之条村 甚 三 郎	

右之者共江御領分産物之内白紬出方拂底ニ而差支候向茂有之趣相聞候間、此度元手金貸渡候ニ付、最寄村々江相勧可申候間、其旨相心得、銘々為助ニも可相成義ニ付、以相對真綿等借受、織成方出精いたし可申候、尤右名前之者共江茂不正之儀無之様申付置候ニ付、相当之直段を以壳渡可申候事、

右之趣浦野・小泉両組江相触置候ニ付、於（産物）改所茂其旨相心得可申候、

（天保四年）六月

諏方部村

清三郎

新町村

菊太郎

新町村

清次郎

生塚村

三郎次

新町村

茂作

新町村

新兵衛

新町村

益之進

この触は上田領内浦野・小泉両組に宛てて出されたものであるが、同年一二月には領内田中・国分寺両組にも同様な触が出されているので、合わせてみておくことにする。

御領分産物之内白紬拂底ニ而差支之筋茂有之趣相聞候、右ニ付田中組・国分寺組之内江別紙名前之者共、（天保五年）来午正月（より）村々相廻り、示談之上真綿を賦（ばさ）り、糸機織方等夫々教込候様いたし度段申出候間、承届候ニ付、村々役人共江茂申談相廻り可申ニ付、万端実談を以取扱可申候、右者婦人手業之儀ニ付、急ニ呑込候様ニも參間敷候得共、連々心掛候得者、助徳を見候ハ目前之義ニ有之、殊ニ糸機之儀者婦人之本業ニ而永続いたし候得者、銘々身為ニ相成候義者勿論、專國益を引立候ニ付、得与勘弁を加可心掛事、右之趣小前末々迄不洩様申聞取扱可申候、

（天保四年）十二月

紺屋町 利左衛門
西脇村 宇作
善四郎

右書付者先日中御渡被成候処、右拾壱人之者改所江呼、兩人ニ而御聞濟之趣申聞候様被仰聞候ニ付、呼寄右御触書為読聞、不制之取計方無之候様申渡候、

これによると、上田領内における白紬の払底（品切れ）への対策は、領内の絹紬仲買人を起用し、そのなかから数村あたり一人を選び、そのものに元手金を貸与し、それぞれの近村のうちで機織の希望者を勧誘し、原料とする真綿を配り、機織の技法を伝授し、白紬を織らせ、相応の値段でそれを買い取らせる、というものであった。織手の説得にあたっては、機織が婦人の本業であり、永続（継続）すれば、まずは自分の利益になるし、更には国益（藩領内の利益）を盛り上げる基となることを強調するよう、とすすめている。また村役人の協力や産物改所の納得を求めている。すなわち、仲買人を単なる生産品買い集め業に止どめるのではなく、生産体制に積極的に参加させるというもので、真綿の提供と技術の指導により、地域農家に貸機を織らせ、領内の白紬生産を向上させ、その安定自経を計るというものであった。



図1 上田城下町 呉服店、「上田縞を名産とす」とある。(『善光寺道名所図会』)

上田における絹紬の生産は、近世前期からみられるが（上田市上田博物館『上田縞』）、江戸後期になるとその生産の中心は更埴地域から高井地域にまで伸びていったとみられる。例えば松代の縞あるいは中野の縞がみられるようになる。上田の市場にとって、松代領や中之条支配所（幕府領）などでの絹紬（さらには糸まで含めての）買入れが重要になっていたのは、そのためであろう。しかし更埴地域、特に松代藩では、その領内産絹紬が上田の市場に出されて利益の流出がはつきりするようになると、これを問題視し、新市開設をすすめることになつたのである。

上田領については、江戸時代を通じて絹紬類が一定量、しかも相当量生産されていたとみるのは危険である。むしろ為登糸や蚕種製造に重点が移ると、絹紬の生産量が減少すると考えるのが自然ではなかろうか。一九世紀となる江戸後期は、上田における蚕種製造が発展する時期に当たつていた（上田市誌『蚕都上田の栄光』）。しかしそれは、絹紬に対する一般の需要が減少したことを意味するわけではなく、むしろ絹紬の需要増加の反映と理解することが可能であろう。しかも上田縞（当時は「上田嶋」あるいは「上田島」と記す）や上田産の白紬・縞紬（当時は上田縞という表記はあまりみない）は、地域の名産としての評価が定着していく（上図参照）、常に一定の需要があった。

それを見通し、国益をもたらす重要な領内産物として積極的に取上げようというのが、上田藩の産物改所開設政策であつたといえる。天保四年は、そうした政策を実施すべき年として、既に位置付けられていた。従つて飢饉の波が地域に押し寄せてきてはいても、それへの対応もそれなりに行ないながら、既定の政策は実施、推進されたのである。

二、鑑札制度の実施

上田領で諸職人の間に仲間（組合）が結成され、規定が作られたり、取締役の「頭」が任命されたのは、真田氏統治期（元和八年）にさかのぼるものもある（上田市誌『城下町上田』、以下も）。江戸中期には大工・木挽・萱屋根師・曇師・桶屋の五職について、他所（他領）の職人の活動を禁止する通達が出され、文政四年（一八二二）には前記五職に石工・左官・瓦師を加えた計八職に対して世話役を任命するとともに取締を強めた。天保飢饉が始まる同三年二月、上田藩は他所職人について「取扱方心得之覚」と「制度書」を出し、種種の規定を付けながら領内での活動を認め、同時に前記八職に対して鑑札（営業許可証）の交付を伝えると共に冥加銀（営業税）の納入を命じている。これは藩が職人の統制を強化するものであつたが、一方では職人の領内における営業権を保護する意向を示すものであり、職人も権力によるこの保証を、実質的な利益確保に加え権威付けにもなると理解して評価し、冥加銀の納入には肯定的であつたとみられる。

経済活動を活潑化させていた上田領内蚕種業者のうち上塩尻村の同業者六六人が、藩に冥加永（営業税、永は錢表示）の上納を願い出したのは天保二年のことである。これに対して藩は、天保四年四月「蚕種商人制度書」を示し、他国産蚕種の販売禁止、種紙（蚕卵紙）への「信州上田産」捺印、蚕種（蚕卵）一〇〇枚あたり銀七匁五分（金二朱相当）の改判料納入を条件に、一代渡切の鑑札発行を発表している（上田市誌『蚕都上田の栄光』）。

上田領内での木綿の反物については、寛文六年（一六六六）に「尺なし（尺幅不足）」が取締られており、その後も折にふれて尺幅改が通達されている。天保五年四月にも木綿の大幅不足が問題とされ、さ

らに五月朔（いから）からは産物改所で絹紬糸同様に改めを実施すると発表した。すなわち「白木綿・嶋（木綿）并太織（横太織）・糸織・交せ候品（木綿）共、尺幅改印請、売買可致」とし、木綿一反の尺（長さ）は二丈六尺（約九、八五m）、幅は九寸五分（約〇、三六m）と示し、判銭（尺幅確認料）は白木綿と縞木綿が一反に付き銀五厘、それ以外は一反に付き銀一分を納めるよう通達した。また木綿太物を取り扱う城下町商店の仕入方および領内の仲買人には鑑札を渡すという通知もあり、同月のうちに原町分で、原町の伊藤源七ら三六人、木町で布袋屋忠兵衛ら九人、柳町で小宮山龍兵衛以下二五人（在分を含む）、計七〇人から木綿横太織鑑札交付願が出されている。

綿打職人についても天保五年五月に取締を目的とした世話役兼篠巻目方改役が任命され、有効期間半年の鑑札を発行するとともに、半年分銀五匁の鑑札料を徴集することになった。同年一二月には綿打七〇人分の鑑札料金四両三分三朱余を納入することになつたが、菓子屋の鑑札料は金一朱（銀三匁七分五厘）、紺屋は銀四匁（いづれも年額）であるのに、綿打のそれが高額なのは迷惑であるという意見が出され、藩も今後配慮する意向を示した。篠巻とは、細い竹に綿を巻き付け筒状にしたもので、これから木綿の糸を紡いでいた。篠巻一把は六〇匁（約二二五g）と定められていた。

「繭巣売」というのは、繭と巣売に分けられると考えられる。巣売とは巣糞繭のことと、出糞繭、すなわち蛾が出てしまい生糸をひくことのできなくなつた繭を意味する。この巣糞からは真綿が造られ、さらに紬糸を経て紬（織物）となつた。上田藩はこの繭巣糞真綿の買入についても鑑札制をとつていて、天保五年五月の中旬から下旬にかけて原町で三五人、柳町で一三人、木町は七人、田町一人の合計五六人が繭巣糞真綿の鑑札交付願を提出している。

綿打職人のところで紺屋の鑑札料についても触れておいたが、天保五年五月に紺屋の手間取下職の取締と合せて鑑札制実施を伝えている。

「手間取」は手間賃をもつて雇われることで、当時「下職」が「形付・上絵かき・模様かき・庭職・かなしぶり」などと多様化し、それに従つて染代が高騰していたことが問題とされた。これは贅沢禁止令にも通じるものである。

菓子屋は天保元年暮から仲間結成の運動を始め、翌二年三月に仲間結成の許可願を提出し、同四年六月には冥加金上納を条件に取締を願い出している。これは在方（農村部）で同業者が増加している（菓子の在方普及）ことを抑制する目的があった。しかし飢饉の時期にあたり、天保四年八月には穀物を使用した菓子の製造は一切禁止する旨の通達が出され、同年九月には木町の駒屋忠左衛門が蕎麦を用いて菓子を製造し、中止を命じられている。駒屋は小諸饅頭取次の看板を出していたが、取次なのか製造なのか紛らわしいとして、同年一〇月に取次の中止を命じられた。

天保五年三月、小麦の流通が改善されたことを理由に、菓子屋に対して麦菓子の製造を平年の半数（五割）という条件で許可した。同年五月になつて藩は菓子屋についても取締に重点を置いた鑑札制度の実施を発表し、取締方世話役を任命して仲間議定の作成を命じている。その外では、他所から上田領にくる薬商人（薬売）についても鑑札制を実施している。天保五年二月のことで、ここでの理由は「近來諸商人・諸職人取締申付候に就ては」とあり、広範囲な職業に対して取締を目的とする鑑札制を一つの政策として推めていたことがわかる。

薬売の鑑札料について、上田領の小県郡内（上田を含む）は銀一〇匁

（金二朱余）、更級郡では五匁と定められた。（左図参照）

天保五年暮、藩は次のような通知を出した。

一 産物改料并蚕種改判錢、其外諸鑑札料等、上之御遺用ニ相成候
御趣意ニ而無之、畢竟者為ニ取締改被ニ仰付候事ニ付、右判錢
者諸入用差引、残金之義者在町役人江割合預ケ置、積金ニ被ニ
仰付、御領内之者非常御救御手当ニ被ニ成下候間、御趣意之
処得与相弁居可申候事、

改料や鑑札料の使途が取沙汰されたのであろう。それは、必要経費を差引き、残金は領民の非常救済手当用に積立ておく、と説明している。すなわち改料や鑑札料を直接藩の経費に流用することはない、というのである。領内の商工業が振興し民間に資本が蓄積されれば、藩の赤字財政を補填する方途は外にいくらでも考えられたのである。そのために、飢饉の時期を迎えるとも、藩は基本政策を着実にすすめていたといえよう。

（丁亥八月）

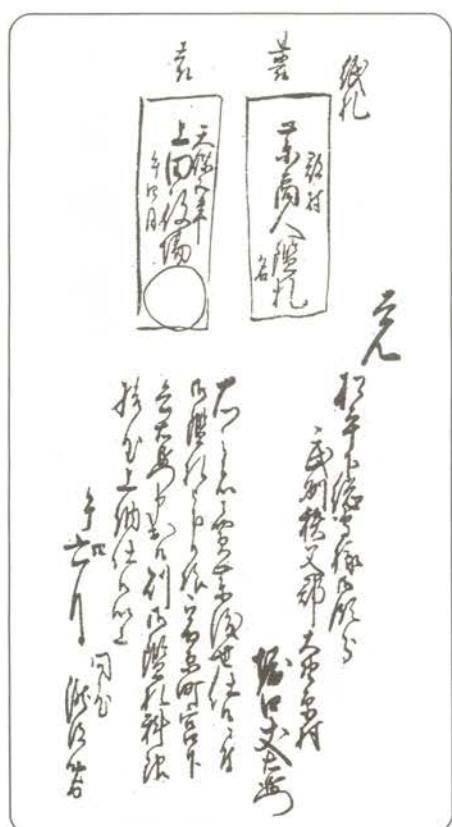
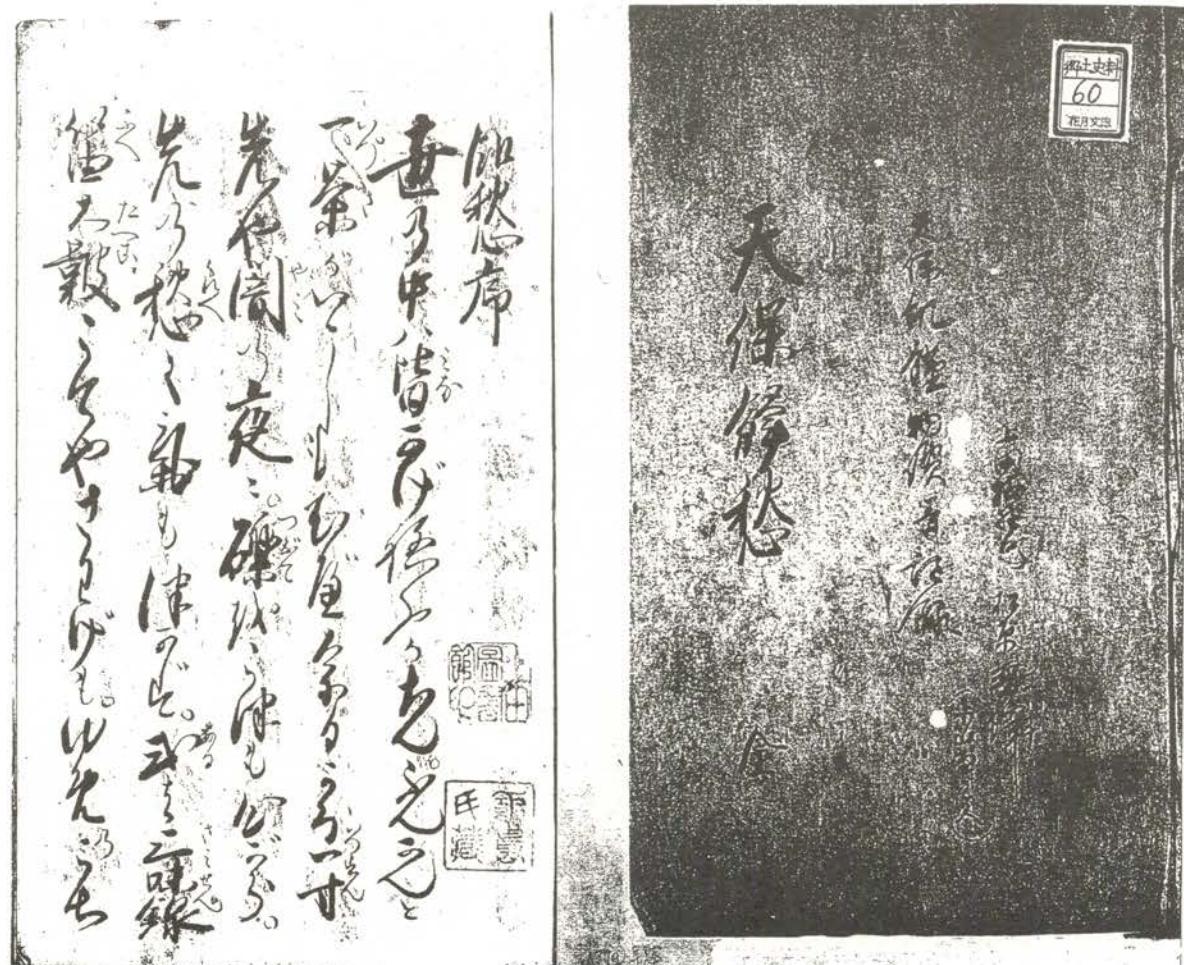


図2 天保5年売薬鑑札交付願の雰形



『天保饉愁』

解 読

(表紙)

上田海野町

松原晋蜂

(東山堂主人)

天保饉物価等記録

天保饉愁 全

飢愁序

世の中ハ皆かげろふかちん。ふんかんと一茶がいゝしもむべなるかな
一寸先や闇の夜ニ。礎をうつも心がら。先の愁に氣もつかず。或者
三味線笛大鼓うてやさわげも。ゆめのうち
少の内に世の中も。ひつくり蛙のつらに水。かけたるごとく縮り。
空や不食も高野山香物大師ニ粥をかて。やつとむぐつて。出たらめを
書たなんぞといわば言。などとすねるも筆の癖堪忍さんせ君子達
奥をひらいて見給へねと。しかつべらしく言ものハ

於珍瓏理房の楼上に

常田の城東 海野町住

松原晋蜂述

此乃内く事乃中り。かくいと蛭乃
水。かく事中り。縞雲。

憇
愁

飢餓集出ス
せんの上ハ ありし昔に かわらねと 米喰人のうちぞ 床しき
空の庵まつ風

夫人として一生の間に愁悦難苦なきものハなし、その中にもきゝんほ
との大難ハなしと古人是を禁けれども其難こと共しらざるもの多、中
にハ其られひを見聞せしものにてものと元すきれバあつさとやらのた
とへのことく、年月すくれば又なき

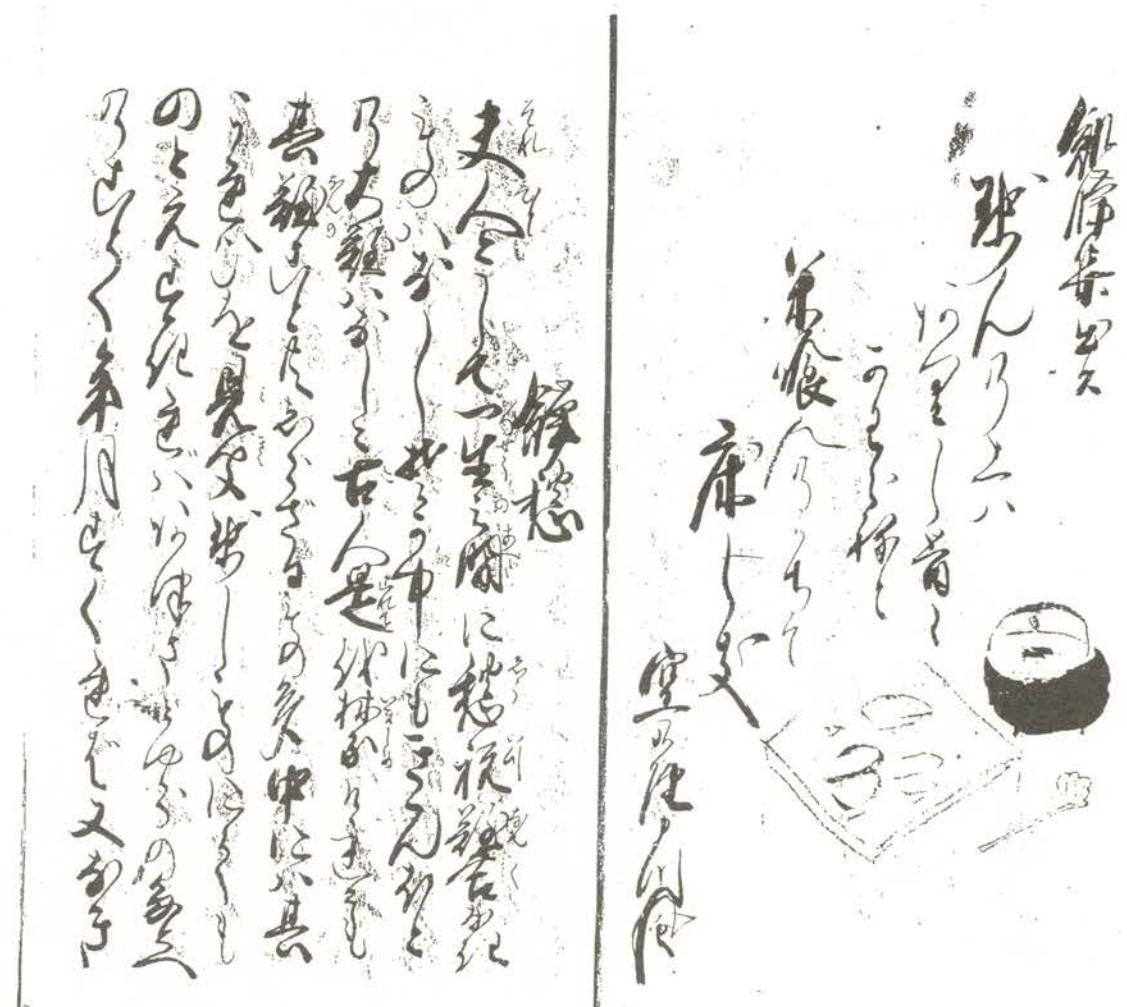
不食も高野山高狗大師、粥を
食て。月川ともどりく。山あらわ御
書を乞ひて。どりく。食をもどりて存
るも筆乃上御保博^{まことひ}也。承^{うけたまひ}通

ものゝ様におもひ、嘶にきゝてもよそことにきゝおく、さのみ愁とも
おもわす有ものは呑喰ひ又來秋ハとれる物とおもひ其貯なき事をいと
わす、月日をいたづらにすごすもの多き故ニ、天是を禁給ふにや、去
天明卯年の飢饉出羽奥州ハ格別閑東殊の外大飢饉ニて諸人こんきうせ
し事おびたゝかしく

於致理方於樓上
常因之城東海東所
松原正義

況や親兄弟にもわかれ乞食非人と成終にハ餓死せしものゝ多、其かな
しみ言語尽しがたし「尤是ハ農喻といふ書物に審見へたり」夫ほどの
かなしみも年月すきれば忽にわすれ、元の如くにおもひし族おゝく、
農業もおろそかになし、米穀籠末に取扱金錢のつかへもいとわづ奢に
長じ、我僕に呑食ひし処、光陰ハ矢よりもはやく

既に五十余年をへて今天保四年已年とハなりにけり、然ル処夏中長しけにて秋作実のらず諸国飢饉、中ニも出羽奥州信州ハ格別の凶作にて



諸作物ふじゆくなる故に、諸人一いつどうなんぢう統難渋せし事あけてかそへかたし、
就中平せひ思なからさるものハ乞食非人となりしものゝ多、又餓死せ
しものゝ有て諸々騒

大かたならず誠諸民大困窮とハなりにけり、しかれども他國の事
ハ人の嘶又ハ手紙のおもてニ而きゝし事故こまやかにハわかりかたけ
れとも我すめる所の慥ニ見聞せし事を爰にあけて後人の一助ともせん
と拙筆に書つゞりおきぬ、此年も前々の飢饉よりもまさりたる事なれ
とも、此後申年の

飢餓の事をしるさん。
がためて、あうましを爰てつゝり置ぬ。

此節の穀相場

江戸	出羽秋田領	奥州仙台
同	同	金壺両二付
白米壺石二付	金壺両二付	白米三斗七升也
百文二付	大麦九斗五升	同四斗武升也
大豆八斗	小麦五斗五升	白米武斗九升也
其外爰二略す	小豆五斗武升	代銀百七拾六匁
		白米三斗四升也
		四合五夕

既ニ其年も暮て來午年ニ成けるに、順氣よろしく麦作も実法能秋作十分ニとりて諸人喜悦の思をなせしに、其翌年末

年夏中雨降又かせ有而作物ふじゆく成しが格別の凶作といふ程も無故

二 左程さほどにも思さりし、然ル処其冬寒氣ハ強つよきけれども雪一向ゆきいつこう二降ふらすず、
からしミにて麦種しミ拔はい方あらくとして焼山の如く見苦き事な
りしが、来申年春二成かんき而も寒氣退兼漸々二月中旬頃なかばより少し暖氣催し、
三月四月月二至迄順氣じゅんき二而麦作も大駄かんき二ハ実法みのりしが
しまぬけ拔し事故漸々半毛也、然ル二五月中旬頃なかばごろより冷氣二而日々雨降統稻穗
付ならず、日おくれして諸民是ヲなげくといゝとも雨ハいよいまし降つつ
き六月下旬迄、其内快晴の日ハ四五日も稀まれ二して日々降統故二稻も
植付し俟まにて生長する事なく、七月二成かんき而も出穗でほのけしきなく、漸く
七月下旬月二なり穗ハあらまし出けれとも毎日雨降統故二八月中旬旬なかば二な

てもはそら立ち候にて実のらず、諸民のなげきいふびやうもなく
日夜高山へ登りかゝり火をたき天氣を祈事おひたし、又所々御大名
様方諸民のなげきを思やりたまへ御領分ねき山伏へ被仰付一日夜を
別たす天氣を祈といふとも其印もなく、終に九月中旬成しに其候そ
ら立て実法なく、所によりてハ少しハ実入りも有けれども常の米と

ちかへ
違ひ酢味甘味ありて 風味殊の外相違せしものなり、如レ 斯たる故
而ゆめのさめたることにして命あやうく成ければ、如何して親妻子を
もはごくみ我命をつなくべきやと日夜こゝろをくだくといふとも其致
方なく況や此時にいたりてハ親類ゑんじやのものたり共老粒の友救も
なりかたく、我きなんをまぬがれへしと心を苦ると言共、日数過行ニ
したかへ
隨ひ 壱粒壹錢の貯もつき、ほそき煙も立かねて終ニハ乞食非人と成、

後より金多納金子の子の天保五年
乙未と、かうに名と、生る。其の後、長くは
こそ、彼の名のい、て、馬頭御子、中にも、前

の
餓をぬかるべくと村里をかけめぐり、又ハ町家ニ至り食を乞ふといふ
とも、是ほとんどの難渋なる事故ニ是を施もの少く、二三日或者四五日の
間老飯もせざる事故ニ足腰かなはず行さまにたおれて死するも有、或
者餓にせまりて渕ニしづミニ又谷に落て命を失ふもの夥、又ハ木の実草

根ね
くらひ
そのどく
血を吐腹ふくれて死せしものも有しとなり、
誠前代未聞の事ともなり、況や四年間二三年の凶作たる故ニ心有もの
ニ ても其貯つきて難渋せし事成に平常貧窮ニ くらすものハ其餓をまぬ
かるゝ事不能きなんせしもことわりなり、誠古今珍敷飢饉たる故ニ
諸人のなげきいうびやうもなく、何卒して其命をつがん其餓を

物をうきよ津信國を因窮とす
はくともうきとも地主の人の歎又ハ
多風のあらま一半天日也

しのがんと、或者山^一登り又谷に下りて葛わらびの根をほり木の実を
ひろひ、又女童ハ野ニ出て夫食^{ふじき}になるべきものときくときハ何様なも
のたり共^{とも}かり取是^{とりこれ}を夫食^{ふじき}とし、終ニハ野も山も焼野^{やけの}如く取あらし、
又辺土^{へんど}の輩ハ犬猫^{いぬねこ}までも食^{くべつくしつ}尽^{いに}、終にハ命^{うしな}を失^{おと}ひしもの多しとなり、
誠前代未聞言語同断の事ともなり、夫より翌酉年

の春になりて暖氣催するに隨ひ所々時疫悉流行し、前年の冬より
米穀ハ稀ニして草根木実のたくひのミ夫食として其命をつなぎし故ニ、
身も劣心肺常ならざる処へ時疫流行し、其病うくるものハ心肺爰
にきわまりて只必死をまつばかり、たれあつて薬を求て能ふるものも
なく又食をすゝむものなき故ニ、

御船の事もさうう爲ふにゆき
伏見にゆきとおは

市井の穀お鷹

奥州仙台

令まく

男ね松田

白米三千石を

男子の事

白戸

口

大政

白米三千石を

信多

代銀五石を

令まく

白米四千石を

大政

奥州仙台

此節の穀相場

金壺兩二付

白米壺斗四升

我懇意なるものゝ見聞せし事をきくに、房州船方村といふハ竈凡千軒ほどの大郷なるとかや、然ルに海辺故ニ作物一向なく只りやうしを生業なりわひとしくらしけるが、申年夏秋日夜あらしはけ敷故ニりやう少く、そが故ニ金錢ふ自由、ことに米穀高直なるニ依而前に

あけし如く色々さまくのものをくらへて心躰よわりし処へ、はからずも時疫流行して其病のためにかいらぬ旅に趣人多く、二月下旬より五月迄凡千九百五拾人、誠昔戦国の頃たりとも是ほどの事ハあるへからず、又上州吾妻郡大笠村ハ竈百拾軒ほどの所ニ而命を失ひし人百六拾七人、是ニづゝきて何れの村里ニても死人

大かたならず、見る毎聞毎に身の毛もいよたち只命を天にまかせてせうめつする事あわれとも又おろかなり、何卒此かなしみを忘れず、農業をはけまし金錢のつうへをいとなミ米穀大切ニ取扱、又何れニ而も食物ニなるべき物を貯置ハ其難をぬかるゝ事うたかへなし、猶世の中ハあすをも知れぬ事故ニ又いつ

来るべきもはかりかたけれハ、随分と心を用ひ其貯致度ものなり、此かなしみを、眼前に見し故ニ後の助と成へきがために慥ニ見聞せし事を揚て壱巻につゝり置ぬ、此書を見給ふ其人者何卒我心に隨ひ農業を専として五穀成就を祈念被レ致しかば、國豊家内安全富貴萬福うたかへなし

同棚倉

出羽秋田

白米八升
白米壹斗

白米壹斗九升

白水石室

白米壺石二付代銀三百四十匁迄

大坂
信州上田

金壺両付
百文二付

大麦 金壺両二付五斗

小麦 同 二斗四升

大豆 同 四斗貳升

小豆同武斗

ふすま 壱升八拾文

粉ぬか 壱升六十四文

何れも是ニ順ず

(完)

『天保饃愁』解說

一、『天保饉愁』と花月文庫

花月文庫は飯島花月翁が残した江戸文学、江戸庶民文化及び郷土史関係の書籍の集積である。蔵書が非常に多く、研究の宝庫として生前

『天保饉愁』は花月文庫の郷土資料に収藏されていて、上田海野町に住む一庶民が天保の飢饉について、江戸時代に書き記したものである。

から東京その他から来訪する研究者が多かつた、と伝えられている。翁の没後この貴重な書籍の散逸を恐れ、上田市の誇るべき文化財として市議会の議を経て、昭和二十八年（一九五三）に遺族から上田市に譲渡され「花月文庫」として残された。その蔵書数は七七七四点、一万六三四冊に上る。本名飯島保作。花月、雪堂はその号。上田横町に文久三年（一八六三）九月二十一日生まれ、昭和六年（一九三一）七月二十六日没した。

二、『天保饉愁』の筆者松原晋蜂について

『天保饉愁』は飢饉の悲惨さと、それに備える人々の心構えについて、松原晋蜂が自筆で書き記した冊子である。

松原晋蜂は東山堂主人として上田海野町（現上田市）に住んでいた、と表紙に書かれている。『海野町誌』（中澤好富著）には天保高名録の海野町分に「家伝せんき・しやくに妙なり東山堂善十郎」の名が見え、東山堂は昭和の初めまで、海野町に店を構えていた。

『天保饉愁』が書かれた年代は定かではないが、飢饉の様子を聞いたことなどが書かれているところから、天保末から弘化・嘉永の頃（一八四〇年代）と推定できる。

三、『農営』について

『農喻』は文化二年（一八〇五）刊行、その後再版もされている。著者は下野国那須郡黒羽藩（現栃木県大田原市）藩士鈴木武助正長である。郷方改役を勤め家老的存在であった。天明飢饉の悲惨さから、

遠ひ加味再味りて用無殊外お邊に
もあてか新多處てわき田をもさむ
よりゆきて命ひやうて放を玉をも
禪書よゆもあて移令とは無取
り良ゆ候とくあくとくも豈候方らく後
取ゆくとてハ禪候多んがやくもあく
を殺りを殺もあくとて林をもんとく
がを立とて林をもとくとくとくとく
のを立とて林をもとくとくとくとく

農村改革の必要を強く感じ『農喩』を著した。この本は一〇項目にわたりて領内農民に、飢饉の悲惨な状況とその対策、心構えについて認めている。松原晋蜂がこの書物に大きく刺激され影響を受けたことであらうことは『天保饉愁』各所に、農喩からの引用が見えることから伺える。

「第三饉死人の事」の中には天明三年（一七八三）に起きた奥州の飢饉の後、上州新田郡の高山彦九郎が奥州一見の旅に出て目にした事実として、次のように書いている。「村里に人の気配がなく不思議に思って見回せば、畠の跡は茫茫たる草むらとなり、家々は皆倒れ傾いて、いぶかしく思いながら空家に入つて見れば、篠竹など縁を貫き出て、その間あいだに人の骨が白々と乱れていて目も当てられず、驚き身の毛もよだつ恐ろしい思いで、荒れ果て寸断された道を駆け走り、人の住む里にようようの思いで辿り着いた」これは著者自身が相違なく聞いたことで、大飢饉の恐ろしさ、餓えて死に尽くす有様はこの一条をもつて察すべきこと、と記されている。

天明三年の穀物高値となつた相場が、自国及び各地について記され、このほか蕨の粉・くずの粉・木の実・草の実等々およそ食べ物になるものは売り買いされたことが記されている。これまでの飢饉を見ても、寛永・延宝・享保・天明と三、四〇年の間にあり、長くても五、六〇年之内には飢饉は来ると思うべきである。年月が過ぎ、天地の災いもなく豊かな世になると、飢饉の困窮を忽ち忘れてはいるが、人の生涯には飢饉のあることを忘れず、常に食物を貯え置くこと、その種類、方法、保存に至るまで記し、農業に励むことを農民に喩している。また

『農業全書』（宮崎安貞著、初版元禄十年）を読むこと
を勧めている。五穀、山野
菜の類をはじめ果木、諸木、
薬種の類などに至るまで、
体系的に栽培方法や効能を
詳しく述べている。農業の
術を深めて耕作に努めるこ
とを説き、人を養う五穀の
尊いことをわきまえ、そう
した心掛けが妻子や他の人
に及んでいけば、いずれ災
難は避けられ、喜びとなる
であろうとしている。

上田図書館の藤蘆文庫には文政八年（一八二五）版『農喩』と、藤蘆文庫を蒐集した佐藤善右衛門自身が『農喩』を自筆で抄録し綴った小冊子がある。また享保二年（一七一七）版『農業全書』が収蔵されている。山崎文庫にも文政八年版『農喩』、天明七年（一七八七）版『農業全書』が収蔵されていて多くの人の心を引き付けた書物であり、飢饉に対する関心の高さが判る。



「農業全書」より、農事図

天保四年（一八三三）の飢饉の様子の後と、同八年の記述の末尾に
穀相場が記されている。奥州・出羽・江戸・大阪・上田の白米の値が
同四年より同八年の方が、各所共二倍から三倍に高騰している。殊に
悲惨だった奥州と上田の相場が、ほぼ同程度であったところを見ると、
上田の状況の厳しさが伝わってくる。尚奥州棚倉は福島県東白川郡棚
倉町で白川関の近くである。

上田には大麦・小麦他雑穀の値も記され、同四年より同八年が約二
倍となっている。厳しい食料事情からふすまや米糠の値まで記されて
おり、金十両は付率 ふすまは一升八〇文、粉ぬかは一升六四文であつ
た。

五、上田藩での天保飢饉

上田藩は、天保七年五万二二〇〇石余の減収、一厘五毛作で大飢饉
であったが、藩では度重なる飢饉から対策を学び強化し、領民の救済
に力を注いで、一人の餓死者も出さなかつたという。『天保饉愁』の
中で天保七年の飢饉の様子として、乞食非人となり遂に行き倒れて餓
死する者もあつた、と記されている。「私の住む所で確かに見聞きし
たことをここに記し」という文面からは、上田領内で餓死者がでたと
捉えがちであるが、これは他所の話を聞いたことと受け止めた方が良
いであろう。

上田藩では天保五年と同八年に疫病が流行している。同五年五月横町・鍛冶町・紺屋町に疫病が多く流行し、藩では他領からの止宿の者も含む病人の人数調べを命じていて。六月十一日に真田村白山寺に十七日（ひとなのか）の厄除け祈禱を命じ、そのお札を町内に配つていて。同七年九月、藩主自ら白山寺へ参詣し、十二月には下之郷諏訪明神・白山寺・大宮に来年の気候順次・五穀成就・疫病除けの祈禱を命じ、そのお札を配つた。医療の未発達の当時としては、神仏への祈りは大きな意味を持つたであろう。同八年にも疫病が大流行し、横町・鍛冶町・紺屋町に病人が多く出たという。飯縄社にて疫病除けの祈禱を命じお札を配ると共に、領内の病人や他からの止宿者にも薬を与えていた。享保十八年（一七三三）疫病流行に際し幕府から出された注意書は、天明三年・天保七年にも再び領内に配られ、疫病や食中毒に対応している。『天保饉愁』には同八年に「薬を求めても与えるものもなく」となっているが、その時上田藩で薬を与えた家数は一万四三二〇戸に及んでいる。

七、船方村及び大笹村の飢饉の風聞と実能

『天保饉愁』に房州船方村（現千葉県館山市船形）の飢饉の様子として、一〇〇〇軒程の大きな村であったが、疫病が流行して三ヶ月程の間に一九五〇人の死者が出た、と書かれている。館山市博物館の資料によると、実際は次のような状況であった。「天保七、八年頃には多く人が村方から借金をしたり、村方へ合力金の提供があつたという

事。食事もまづくまづく見れば、船形と曰ふ
用ひし兵庫は食事もまづ船形と申せ
眼と見しき後、船形と申せり
是文書より、楊子を卷いて、
舟車を是後、其人を仁平移す所
紫車をとしく、船形成松を御家に
國慶家を用安て、家安と申す
之を

本名と穀力鷦
奥州仙庄、人をもす
本名と申す中四半
口相合、本名と申す
本名と申す中七年
本名と申す中八年
本名と申す中九年
本名と申す中十年

物が尽きる程の飢饉に至った様子は見えない。また多少なりとも飢饉による死者が出たという様子も伝えられた話はない。船形が賑やかな漁村ではあつたが、村の家数は実際は五〇〇軒程であった。」

遠方からの話は、伝達手段が人から人へと受け継がれた当時としては、幾つかの地方の様子が混在して伝えられたことも多くあつたのかも知れない。

『天保饉愁』には更に、吾妻郡大笹村（現群馬県吾妻郡嬬恋村大笹）の状況として、一一〇軒ほどの所で死者が一六七人、他の村々も死人が多く出たとしている。『嬬恋村誌』には「天保期に入り連續的な飢饉に襲われ飢人、餓死が続出し、古記録によると年貢の減免願いや夫食拌借願いが村々から代官所へ出されている」と記され、同八年の飢饉に当たり夫食を受けた村々の人数の中に大笹村二一人、芦生田村五八人、千俣村一八七人等の数字が上げられている。戸数や人口の減



千葉県館山市船形

少についての大笛村の記録はないが、次のような干俣区文書が取り上げられている。「天保七年申年は稀な凶作で、家数一〇〇軒余、人数五八〇余人の村であつたが、翌年は家数六一軒、人数三四六人となつた。年貢高九三石九斗九升六合のところが、六〇石余も荒畠になってしまった。このようなことを代官羽倉外記役所へ届出した。」凶作飢饉により大勢の人が死亡したり、やむを得ず他の地を求めて古里を出た人もあり、戸数・人数とも減少している。厳しい飢饉の状況が見られ、近郷の話は比較的正しく伝わつたものと思われる。

江戸時代、米は現在の貨幣と同じ価値を持ち、幕府は米作を奨励し米価の調整をしてきた。この米が不作になることは、直ちに食料不足をきたし財政難に陥つた。昔の自然相手の農業は、常に天候に左右され、凶作飢饉に見舞われる事が多く、悲惨な生活を忍ばねばならなかつた。

『天保饉愁』は一庶民が飢饉という大難事をしつかり受け止め、後世の人々の飢饉に対する用心として書かれた庶民の記録である。多少事実との食い違いはあつたが、年次を追つて気候、作柄、物価等を記し、後世の人々が飢饉の大難を避けるべくその心構えを説き、自分の思いを書き綴つた姿勢は、『農喩』の精神を受け継ぎ、上田の人々の啓蒙に寄与したことと思われる。

『救荒鄙諭』

本書は、藤廬文庫（とうろぶんこ）に収蔵されており、著者は不明、天保五年（一八三四）に刊行された。藤廬文庫は、藤本繩葛（つなね）が蒐集、写本した書物で、六四三四冊からなる。藤本繩葛の本名は、佐藤善右衛門繩葛（一八一五～一八九〇）といい、一七世紀中頃より上塩尻村（現上田市）で代々蚕種業を営んでいた。

藤本は屋号で、藤廬は、藤本の廬（いおり）の意味である。

昭和三十一年（一九五六）に曾孫に当たる人より、上田図書館に

寄贈された。

『救荒鄙諭』は、天保四年（一八三三）に凶作が始まると、翌五年に上田藩より領内の村々へ一冊ずつ配布されたものである。原町『問屋日記』天保五年四月二七日の項にも次のように記されている。

「救荒鄙諭と申す板木一冊、外ニ四ツ切壱枚、右は草木の類、食物ニこしらへ方並喰合禁物、又は草木の毒にあたりたる節の薬等、しるしたる本也。原町江壱通り、紺屋町江壱通り被下、早々申聞候様被仰付候」

木版刷り三六頁の冊子で、平仮名（漢字には、ふりがな）で書かれており読みやすい。

木・葉・草・根には、人体に有害なものが含まれており、特にアグ抜きが重要である、と書かれている。多くのカリウムを含んでおり、カリウムは、体内に必要なものであるが、過剰に蓄積されると、心臓に負担がかかり浮腫が出たり、心臓が止まる等の障害ができる。不要のカリウムを体外に出すためには、塩（ナトリウム）が必要で

ある、といわれている。

後年藩は「御恵塩」を領民に配布したが、理にかなつた対策であつた。味噌は三年ものが良いとされているが、発酵による味の良さだけではなく、備蓄して、飢饉時の塩分・蛋白源として役立てられた。

本書の解説文が『長野県史・近世史料編第一巻（二）・東信地方』に載せられているので、ここでは内容の一部をわかりやすく紹介する。

菜や乾し葉の代りに用いる類

菜葉・木の芽の食べ方には種々の方法がある。苦汁（アク）のとり方が悪ければ毒にあたり、直後に症状が出るか、後日に浮腫を生じたり、悪質な湿疹や腫物を生じことがある。食物は、命を保つ大切なものであるから手間をおしまず作り方に念をいれること。

○甘草（かんぞう）：…若葉をゆでて、水に浸しアクを取り、よく絞つて細かに刻み、塩を少し加えて、飯の炊き上がる寸前の水のあるところへ入れる。ハコベ・ナズナ・アカザ・ツユクサの食べ方も同様にする。

○皂莢（さいかち）の若葉：

…ゆでた後に水を換え、二、三日浸し置き、塩を加えて菜・乾葉の代わりに用いる。

○五加菜（うこぎ）の葉…：

ゆでた後に水に浸し、水を換えて二、三日浸して置き、塩を加え用いる。



さいかち

○スイカズラの葉……製法前に同じ。

また、灰湯で煮て、水にさらし用いる。
塩を必ず用いる事。

○藤の若菜……灰湯で煮て、水を換え
三日程浸し、水にさらし用いる。妊婦
には禁忌。灰汁は堅い木の灰を用いる。

松、杉の灰は効果がない。

○ひるがおの葉……長く食すれば、め
まい、腹にあたる事あり。



藍葉 すいかずら

○からすうりの根……皮を削り、白い
所を細かに刻み水を換えて浸すこと五
日程、取り出して搗きくずし、水を入
れてかき混ぜ、布袋にてこし、葛の粉
のごとく、水を一〇回ほど換え、陽に
干して用いる。焼餅・麵類・団子等に
捨えること、前に同じ。

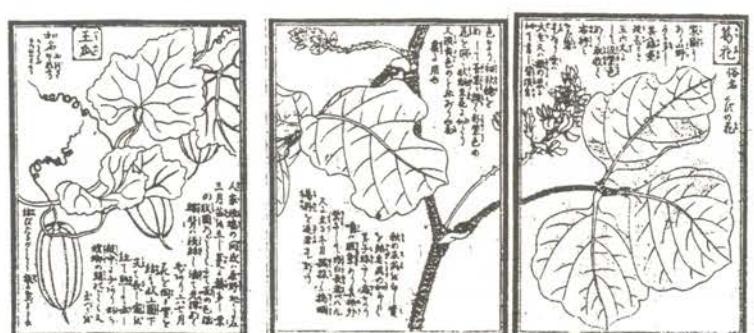
○くぬぎの実・ならの実（どんぐり）・
どちの実……皮を剥き、三度程煮こぼ
し、その後水に三日程浸し置く。取り
上げて陽に干し、臼でひき、ふるい、
また、水に浸し水を四、五回換え。陽
に干して用いる。米の粉等にまぜ、餅・
だんご・焼餅等に捨える。

○野老（どころ）の根……髭・皮をこ
そげ去り、刻み、よく煮て流水に二、
三夜浸す。苦味を取り去り、陽に乾かし臼でひき、ふるい、その
粉を水に入れ三、五回水を換え用いる。ひるがおの根・かんぞう
の根も右と同様にして用いる。

○米糠……篩でふるい、荒粉を取り、米の粉・小麦の粉・蕎麦の
黒粉等を等分に混ぜ用いる。

飢えたる人の養いよう

○蕨の根……蕨の粉をとる方法と同じ。米の粉、麦の粉に混ぜて
用いる。この他の粉には混ぜないこと。ぜんまいの根も同様。



からすうり 葛

はならない、若し食すればたちどころに死す。みだりに服薬をしてはならない。

○手拭を熱湯に浸し、臍のあたりを暖めれば自然とよみがえる。其の時、白湯の中に味噌汁または重湯を、少しサジでかき混ぜ飲ませる。腹を潤し、その後によく煮た薄い粥を食べさせ、両三日の間に段々粥を濃くして食べさせる。数日後に軟らかな飯を食べさせる。

大麦挽割の足しに用いる類

○栗……皮を剥き水に浸し、縄（なわ）で揉み洗い渋皮をとり、陽に干して荒く搗き碎き、割麦のように米に混ぜて用いる。

○くぬぎ・ならの実・どちの実……皮をとり、よく煮て、黒い汁を捨てる。流水に一、二夜浸し置き、陽にて乾かし、臼で搗き、割麦のごとくこしらえる。

○野老（ところ）の根……細かに刻みよく煮て流水に一、二夜浸し、灰汁で煮て換え、二、三日程浸し、苦味をとり、乾かして用いる。

○菖蒲の根・おけらの根……細かに刻み、灰湯でよく煮て、流水に浸し苦味を取り去り用いる。

解毒の方法

○諸々の草の毒にあたつた時は、重湯に焼き塩を少し加え、三、四杯食す。生姜の絞り汁を飲む。卵黄を多く飲む。葛の生根を絞り、汁を用いる。乾した根は煎じて用いる。黒大豆二匁と甘草一匁を煎じて用いる。藍葉を絞り、汁を数椀飲む。生藍葉のない場

合は、紺屋の藍汁、または画家の用いる青代黒（あおいいろ）を溶き用いる。

○蕎麦の毒にあたつた時は、大根の絞り汁を飲む。杏仁（あんずの実）を搗き碎き、湯にて飲む。九年母の絞り汁を飲む。

○茸の毒にあたつた時は、香油（ゴマの油）を多く飲む。生蓮の葉を搗きくずし水にて飲む。

○松茸に酔つた時は、豆腐を食す。

○すべて毒にあたり、胸甚だ苦しく吐き氣ある時は、塩湯を茶碗に一、二杯飲み、鶏の羽を口の中に入れ、咽をさぐると必ず吐く。

毒草

・天南星（天なんしよう・やまこんにやく）

・半夏（はんげ・からすびしやく）

・野葛（のくず・つたうるし）

・蛇苺（へびいちご）

・鳶尾（いちはつ）

・玉鬘（ぎぼうし）

・草鳥頭（かぶとばな）

・鳳仙（ほうせんか）

・鈎吻（おにぜり）

・鈴すり花（すずらん）



とうごま



へびいちご

合食禁あらまし

- ・田螺（たにし）に蕎麦・縁豆（やいなり）に榧子（かやのみ）
- ・野老（ところ）に泥鰌（どじょう）・柿に蟹・青梅に胡椒
- ・栗に李（すもも）・昆布に野老（ところ）・金柑に甘藷
- ・蕗のトウに白芋（さいかち）・文蛤（はまぐり）に茸類
- ・葱に蜂蜜・蒜（にんにく）に生魚・紫蘇に鯉・生姜に焼酎

養生の事

凶作の時は、素食を食するゆえ腹の空くことも早い、二月彼岸より耕作もだんだんにせわしくなる故、空き腹にて強く働くときは脾臓・胃を傷めることがある。蚕豆粥（そらまめがゆ）・豌豆粥（えんどうがゆ）等を搾え置き、三度の食事の外に、朝十時頃親椀に一杯ずつ食すれば、脾臓・胃を傷めることはない。

蚕豆粥の作り方は、蚕豆を二、三日水に浸し置、軟らかにして鍋に入れ、水、塩を入れ良く煮る。豌豆粥も同様に搾える。この粥の中へ赤小豆・白小豆・黄大豆・稗・粟等は好みにまかせ混ぜる。割麦を混ぜればなおよい。

どんぐり・ところ・ひるがおの根・菜・大根の類は好みにまかす。米・麦等なく粗食のみにて凌ぎたる者は、米が手に入った時は、一度に沢山食すべからず。脾臓・胃を傷める。先の粥を搾え二、三日粥を食し、その後飯に炊き食す。大麦・干し菜等を必ず少し混ぜること。山芋の干したものと黒胡麻を等分にし、臼でひき、粉に搾え置き、腹の空いた時に白湯にかき混ぜ一杯ずつ飲む。飢えをしのぎ、補薬にもなる。

挿入画は、花春文庫収蔵の『広惠済急方』より引用した。

花春文庫（かしゅんぶんこ）は、旧上田藩主松平家所蔵の書籍である。昭和十四年（一九三九）に旧上田藩最後の藩主松平忠礼の正室・豊子より上田図書館に寄贈された。和漢書一八八点一〇〇九冊。洋書三三點三六冊からなる。「花春」は、豊子の雅号であることがら名付けられた。

『広惠済急方』は、多紀藍溪著、寛政二年（一七九〇）に刊行された。素人にも判るように平仮名で書かれ、絵図が多く掲載されている。上中下三巻から成る救急処置の家庭医学書である。

本書の末尾に当時の医学書が幾つか紹介されている。その中の本書の紹介文には「以前からある専門書より選び出し、一つ一つ試験して良法を選んで書いてあるので、素人のみならず、医者も活用することが出来る。もともと手近にある草木・虫・魚を選んでその形状を図にしてある。溢死・溺死等は、その手技を描いて治療が行えるようにした。医者を待たずに救い、苦しみから逃れることが出来る。」と書かれている。

本書は、天明の大飢饉の後、

間もなく刊行されたもので、その後の飢饉時に役立てたと思われる。



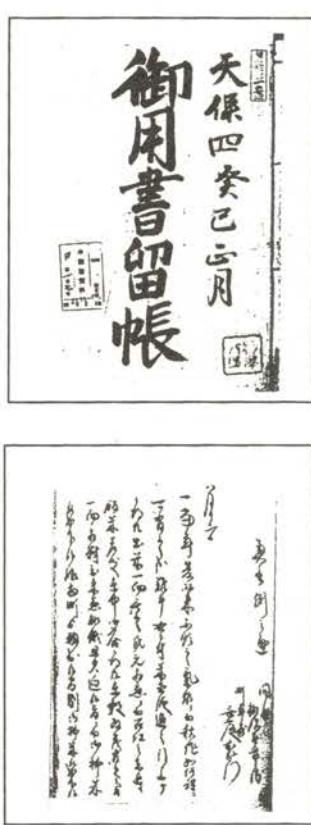
『救荒鄙諭』の表紙

上田城下町『本陣日記』に見る天保飢饉

はじめに

上田図書館利用者団体である「古文書学習会 山なみ」は、上田図書館所蔵本を資料として解説を行なうと同時に、上田城下町『本陣日記』の解説を行なっている。

今回の貴重資料紹介展に合せて、天保期の『本陣日記』から、飢饉に関連する項目を拾い解説をした。日記から見える上田における天保の飢饉対策を探つてみる。



必要な土地は約百坪ほどで、蔵普請金五〇両は藩が負担するので、後は町方で建てるようになつたが、原町分の町々では建てる場所がなかなか見つからず、馬場町にある藩士屋敷内の空き地を借りたい、と願い出たが聞き入れられなかつた。ようやく海野町本陣の裏を百坪借りられることになり、そこへ東西六間・南北三間、瓦屋根の囲い蔵を建てることができた。建築費は約八〇両かかつたといふ。人足も町で用意した。

囲い枠は、年貢として納める分から差引いて町へ預ける形が取られている。

二、穀屋が申し渡されたこと

天保四年七月二十六日、総町の穀問屋が会所へ呼び出された。米穀が底をついて高値になり、町人は難儀しているものが多いので、米を買い求め取り扱いしている者達を救うために藩の米を払い出すので、望みの穀屋は、房山・山口両村の郷倉へ、朝五ツ時分から夕七ツまでの内に出向いて買い求めるようにとの達しがあつた。

払い下げられた米は、錢一〇〇文に付き一合安の割合で、一人へ二〇〇文までを売るよう申し渡された。

同年八月十一日には、町役人連名で次のような願書きが出されている。

天保元年（一八三〇）寅年は、全国的に違作の所が多く見受けられ、上田藩では飢饉に備えて米の備蓄を行なうことにし、町へ枠を囲つておく蔵を建てるよう申し付けた。蔵と枠の出し入れなどに

「今年は夏以来の不順な気候で、秋作がどのようになるかも推し量れず、米の値段はだんだん引き上がり、飯米に差支え、お払い米

でこれまで取り凌いできたが、米の流通が無く、穀問屋・米を搗いて売っている者は、小売も出来ないでいる。あちこち聞き合わせてみたが、俵数改めがされているので、売る者も無い。慈悲をもつてお払い米を出して下さるようお願いしたい。

その米の売り方は、町内家内人数を調べ、切手を渡しておき、一日一人三合、七歳以下は一合五勺。旅人も一夜一人同断としたい。」

この願い出に対し、藩では早速翌日穀問屋に米三〇〇俵の払い下げを行つた。海野町分一五〇俵、原町分一五〇俵である。藩の米蔵から米を引き取るのであるが、夜中になつてしまい御作事から大八車を借り、人足は召使が居る家から集めて運ばせた。穀問屋には、大人一日白米三合、七歳以下一合五勺。時の米相場に一〇〇文に付一合安で売るよう申し渡した。

白米では一度に一〇〇文まで、玄米では一〇〇日分を買うことが出来たが、一度に買うには代金がなく、日々の稼ぎ次第で買い求めた者にはそのように渡し、売渡し穀高を通帳に記し、穀問屋が押切印をしておくこと。無償でお救米を受けられる者へは、家内人別に当てはめ一度に渡すようお達しがあつた。

また八月二十日に、和田・長窪両宿より、飯米差支えに付きお払米願書が、上田藩に出され、藩では非常用糲の内の三〇俵ずつを払い出した。和田・長窪宿共に幕府領であつても、中山道の重要な宿場であるので融通したものであらう。

米穀改めが行なわれ、他所米を一切買入れることが出来なくなつた穀屋もまた難渋となつた。同五年七月、海野町で穀問屋を営んで

いた宮下良吉は、家業が成り立たなくなり穀問屋を辞めたいと届け出、許されている。

「諸国在々まで米価高値になり難儀している者が多いなか、領分では他国への米売買を差止めるところがあり融通できないでいる。御領・私領の別なく米穀融通差支えないように心得て米売買をすること。」これを受けて上田藩でも他所売りは自由となつた。

穀問屋五人に、所持の米を難渋者たちに相場より下値で売り与え、また、お払い米・買入れ米等に骨折り働いたことに対し、藩から賞美として金二分ずつが与えられている。

三、町方へ申し渡されたこと

天保四年八月十二日、藩では町方へ米不足対策として次のようなことを申し付けた。

- 一 医師・旅あんま・茶師・角力・講釈師など、住んでいるものは別として、町へ逗留している者は立ち退かせること
- 一 菓子屋職人は置いてはならない。
- 一 茶屋は、蕎麦・餃子(うんどん)・素麺だけにすること
- 一 米穀が高値になつたからといって、他の物の値段を引き上げることをしてはならない。

一 米買入れ通帳が必要無くなつた場合、町役所へ戻すこと

一 海野町・横町・鍛治町は海野町の穀問屋で穀類を買うこと

一 米が無くなるまでは、買い求めるようなことはないこと

続いて翌十四日には「町中の菓子屋は、穀物で製る菓子は指図があるまでは製ってはならない」と申し渡された。

また十六日には次の二項目が申し付けられ、飢餓の影響が大きくなっていることが分かる。

一 町中米麦所持している分は、五人組の中で成る丈融通し合い取り凌ぐようすること。また粗末な飯や粥を食べ、食べ物を蓄え置くように心掛けること

一 在中殊の外物騒になつてきたので、自身番・辻番を厳重に勤め、町内で臨時の取締り人を申しつけること

続いて二十一日には、諸振舞い・恵比寿講・念佛講の禁止などの慣約事項が申し渡されている。日雇い稼ぎの者は、正五つ時（現在の八時頃）から、手元が見えなくなるまで働く事。雇う側での飲食の心配は無用の事。食事はなるべく麁飯（そはん）にする事。人足で出る場合の握飯も麁飯を持参する事、なども見える。

穀物で作る菓子は一切禁止であったが、翌五年二月には「小麦は融通出来るようになり、値段も下がつてきたので、麦菓子に限り平年作っていた半数を許可する。」更に八月には、今年の稻作は出来が良さうだということで、菓子屋に対し平年通りの米菓製造が許された。しかし、同七年の凶作でまたまた全面禁止となり、翌年十月やつと元通りの製造へと戻つたのである。

四、旅籠屋へ申し渡したこと

旅人は一夜のほか止宿させたことは、前々から決められていたが、同四年米の値段が上がつたことにより、次のことが申し渡された。

一 旅籠屋旅人一人に付き四合の積り

一 旅人・商人が泊まるに当たり、飯米が差し支えたときは、その泊まる者の住所氏名など詳細に書き出し、役所の判を貰つてから穀問屋へ持参し米を買い求める。但し、一人に付き白米四合

一 旅人・商人共、弁当は断ること。茶屋へなりとも行くようにと断ること

五、難渋者救済のこと

天保四年九月三日、藩では領民を上・中・下の三部に分け、それで出る場合の握飯も麁飯を持参する事、なども見える。

それの「御救い米取扱心得」を書面で申し渡した。

去る寅年取集め金を調達した者・召使有る者・産物改所改め方に上・町役人は上の部とし、鰥寡孤独（かんかこどく）・廢疾（はいしつ）の類・極々窮民は下の部、その他は残らず中の部とする。

一 上の部 時の相場で、大人一日三合、七歳以下は一合五勺

一 中の部 錢一〇〇文に付一合安、代錢が払えない者は、手稼ぎの品でも引き換えることも出来る。

一 下の部 一人一斗五升ずつ、七歳以下はその半数をお救いに下さる。

但し、何れも米麦等分に取混ぜ取扱うこと

同七年十月、米価が上がり、稼ぎが少ないものは仕方なく、菜大根・葛蕨の根などの雑物のみ食べ取凌いでいる者達を速やかに取り調べ差出すよう申渡し、その者へ錢一〇貫文宛藩から与えられた。

六、米穀改めのこと

天保四年八月十二日、町手代二人はそれぞれ別れて海野町と原町で米穀改めを行なつた。海野町へは野原閑左衛門が出向き、問屋代六左衛門・年寄嘉左衛門が立会い表通りを改めた。昼になり鮎屋兵右衛門へ申付け、茶漬と酒・肴三品を出させた。午後は横町を改め、七郎兵衛方で休息。ここでも酒に肴三品が出た。さらに鍛治町を改め甚五郎方で酒が振舞われ、改めは済んだのである。

町内で米穀を所持している者はその量と、家内召使まで何人暮らしど、銘々が記載し帳面を提出した。

海野町・横町・鍛治町 総人数メて一、七二六人

通帳数メて 三七四帳

七、自身番のこと

藩では世の中が物騒になつてきただので町方の夜番を増やすよう申し付けた。その理由は「城下の取締りがきちんと行なわれると、毎日の生活や仕事に疲れていても枕を安くして眠ることができるので、不服を言う者はいないとおもうので、常回りの他、明け方の回りを

増やすように」というものであつた。

町では土屋金五郎の下店を借り詰所とし、海野町・原町から二人ずつ出て勤めた。夜中に勤めた者が、当日の町内世話役・自身番・辻番の名前を確かめ書付にして差出した。

八、酒造りの制限について

天保四年九月、幕府から酒造りに付いて従来の三分の二減らし三分の一造るよう觸書が出された。もし隠しそれ以上に造つた場合は、その者は勿論、その所の役人まで処罰を与えるというものであつた。

上田藩ではそれ以前から、今年の酒造は一切禁止であつた。その上他所酒を買い入れて商売をすることは、酒造屋に限らず小売の酒屋・茶屋でも堅く禁止されていた。しかし古酒の売り残りがあれば、神酒・祝い事・老人・病身者が酒で薬を服用する者には売り与えるよう申付けられてもいた。

同九月四日、このところ酒屋共が酒に水を加えて商売している者がいると聞いたので、元通りに売るよう、との申し達しがあつた。同五年八月、今年の稻作は良い方へ向いているということで酒造り三分の一を許可したが、同七年には、また全面禁止となつた。酒造差し止めの際には、藩役人立会いのもと、残つてゐる酒の量を調べ、酒樽へ封印をした。空樽へも、隠して造ることが出来ないよう封印している。

九、雨乞いのこと

天保二年七月十六日、早魃につき、雨乞いをするよう藩から申し付けられた。四嶽・大星・八幡などで、町ごとに行なっている。十七日には、蛭沢川そばの嶋屋半弥前に水溜め桶が出され、万一の火災にも備えている。

夜回りなども人数を増やした。ところが老人ばかりが出るので、事が起つた際には役に立たないと、老人では無い者を出すように注意されている。

一〇、季候順次・五穀豊熟の祈祷

天保四年も暮れの十二月になり、藩では家中・領民全てに祈祷を仰せ付けた。寒中にもかかわらず、陽気勝りで雪も積もらず、このままで来年の麦作がどのようになるかも計りがたく、土用になつても陰気となり、気温も上がらず、また凶作にでもなればと心が痛むばかりである。しかしながら季候は人力ではどうすることも出来ないので、天地神明の加護を祈るほかは無い。

日を選んで大宮・八幡・稻荷鎮守・真田村白山等において、来年の季候順次と五穀豊熟の祈祷を行なう。

町々でも処々の氏神へ銘々が誠心を持つて祈祷するように、と仰せ付けられた。海野町では、二十一日に大宮へ祈祷をお願いした。

町役人は麻袴、袴御免の格式を持つ者以上は袴を着用し、その他の者は羽織を着て、判頭が五人組の面々を引き連れ参詣した。大宮へ

の供物は、米一升・するめ二把・初穂百疋であった。幟が建てられ、その日は町中が休日となつた。藩から両町へ神酒が一樽（一斗入り）ずつ用意され、参詣の上、頂戴した。

同七年十二月にも、大宮・八幡において、陽気祭と五穀成就の祈祷が行なわれ、永住者から止宿者に至るまで、祈祷札が配られた。

一一、藁餅・蕨粉製造方法

飢餓で食料が不足し、食べられる物は全て採りつくされた状況を憂慮した藩では、普段は食べない物でも、少しでも食料の足しにするべく作り方を領民に伝えた。

藁餅製法 藂を刻んで日に干し、石臼で挽き一番粉を採る。残りを一晩水に浸し、揉みだし、沈んだものを日に干し粉を採る。

この粉を、餅米と混ぜ藁餅にする。藁粉一升に小麦粉五合・蕨粉五合を用い蕎麦の代わりに用いる。

蕨餅製法 蕨の根を良く洗い、臼で搗き、水で揉みだし、一昼夜休め、上水をこぼし、沈んだ白水を澄むまで置き、桶底の粉を採る。

一二、疫病処方

「享保の飢餓」の後は疫病が流行したり、雑食の毒にあたり患ひ難儀したものが多く出たという。その際薬方の書付を村々へ知らしめて置いたが、今回の飢餓にも役立てるよう再び触書が出された。

- 流行病には大粒の黒大豆をよく煎り、甘草と水で煎じて飲めば良い。
- 茗荷の根と葉をつき碎いて、汁を飲む。
- 牛蒡の汁を搾り、茶碗に半分ずつ二度飲む。
- 桑の葉を一握りほど火であぶり、煎じて飲み、汗をかけば良い。
- 一切の食べ物の毒にあたり苦しむときは、煎った塩を嘗めるか、ぬるま湯で溶かして飲むと良い。
- 苦参を水で良く煎じ、飲み、食べ物を吐き出すこと。
- 大麦粉を香ばしく煎り、白湯で度々飲む。
- この他に、多くの病に対する処方が、出典と共に書かれている。

一三、馬士難渋

天保四年八月十四日、『本陣日記』に次の記載が見える。

「當時馬士難渋^ニ付、老人^ニ付白米五升宛救米遣^ス、但拾八人也」

これにより、海野町には町で抱えていた馬士が一八人居たこと、その馬士たち一人に付き救米五升ずつを町として与えたことが分かる。

同年十二月には、何人かの町人が賞美されたり町役人に任命されている。その中の海野町年寄小野沢六左衛門養子亀市について見るところ、養父六左衛門は、馬士たちが食料に差支え、その上馬飼料にも困っているので、馬士たちに藁などを密かに配り、その以前も難渋の者へ米など密かに施し、その行いは誠に奇特である。その行いを賞美するため、亀市へ苗字袴を許し、上判を申付ける。」といふ

ものである。これは六左衛門の善行に対する賞美であつたが、六左衛門はすでに全ての格式を持っていたので、養子の亀市に格式が与えられている。

同六年四月にも、飢饉で米などを手に入れることが難しいときに、米の買い入れに尽力したり、難渋の者たちに金子を施したりと、奇特な行いに対し町人一人が賞詞されている。中には上田宿の馬士たちへ金一両を施した田町の半右衛門もいた。

同八年には原町源太郎が、馬士たちへ金二朱ずつを与えていた。宿場にとつては、馬士および馬の確保は大切なことであつた。飢饉に人の食料もままならない上、馬の飼料も足りない状況に手を差伸べた町人たちを、藩は格式を与え賞美した。

* * *

『本陣日記』には、何年にも渡つた天保飢饉に対する、上田藩及び町人たちの様々な対策が記載されている。藩では米を緊急に出し、町人に安く売り、極難渋者には無償であたえた。草木を食物にこしらえる方法、食合わせのいけない物、毒にあつたときの薬などが書かれた『救荒鄙諭』を町ごとに配つてもいる。

町人同志が助け合いながら、何とか飢饉を乗り越えようとしている姿も見え、大変な飢饉にもかかわらず、上田藩では一人も餓死者が出なかつたと言われることもうなづける。

33

天保期上田藩における盗難

ものが「表1」である。

その他の品物五七品のなかには、傘一五五本・下駄八〇足・脇差・高価な簪などがみられ、食べ物は米・麦・味噌・青豆と多彩である。

天保元年（一八三〇）四月二十日、姫路城主酒井雅楽頭忠実二男であつた忠優は、上田松平家の養子となり六代目藩主になつた。

その年からしばらく経つた天保四年から七年にわたつて全国的な飢饉となり上田藩も例外ではなかつた。

忠優は苦しい藩政の中ではあつても、領民のために救米を施したり、年貢増徴のためでなく凶作のための検見を行なうなどの方策をとり一人も餓死者を出さなかつたといわれる。

同元年から十年まで、天保期の上田海野町『本陣日記』および上田原町『問屋日記』から、盗難・盗賊の記録を拾い出し、飢饉との関係を探つてみた。

飢饉が始る前までの盗難件数はとりわけ多くは無いが、同四年後半から年を経るに従い倍増している。盗品を見ると着類の件数が圧倒的に多く、次に金銭である。金銭は、掛硯箱や帳箱ごと盗み捕り、邪魔な箱は、お宮の裏・畑・川原などに捨てられていたと記されてゐる。

また着類は、晴れ着・普段着・下着・帯等々盗まれている。特に

呉服店での盗品が多い。天保期の盗難件数および盗難品をまとめた

ら六件を紹介する。

天保四年十二月十二日

海野町源兵衛方へ昨夜中盗賊が忍び入り、売り溜め錢箱（売り上

（表1）天保期における盗難事件数および盗難品

	件数	着類	金銭	夜具	煙草入	風呂敷	その他
天保元年	3						
2年	1						
3年	4						
4年	5	13	2	1		2	2
5年	5	22	1	1	2	1	7
6年	13	5	11	3	1	1	1
7年	24	23	9		5	5	11
8年	40	35	20	1	3	2	20
9年	16	41	1	1	8	3	15
10年	10	23			1	1	1
合計	121	162	44	7	20	15	57

天保期『本陣日記』に記載された盗難届は二九件ある。その中か

げ金の錢をいれて置く箱）一つと、その中に入れて置いた錢六貫文程が盗まれた。早速に調べたところ、錢箱は御旅屋（おたや。伊勢の御師などが泊まつた宿駅の旅宿）の裏にある田の中に捨ててあつたので取つておいた、という知らせがあつた。

同五年七月七日

昨六日の夜、横町弥四郎方へ、表戸を明けて盗賊が忍び入り、古單物・古帯などあわせて一品が盗まれた。

同六年七月一日

今晚七ツ時（午前四時）紺屋町油屋清助が起きて見たところ、表の戸が開いていて、店の小簞笥に入れて置いた金二両余りと錢箱に入れて置いた錢四貫文程が盗まれていた。小簞笥と錢箱は、八幡前の烟に捨ててあつた。

同八年正月十日

海野町滝澤義兵衛出店富五郎方へ夜八ツ時過ぎ（二時頃）に表の戸を外して盗賊が忍び入り次の品々が盗まれた。

金二両（これは掛硯箱にいれて置いたもの）

脇差一腰

紙入れ一つ（中に壱両が入つていた）

煙草入一つ

きせる一本

同八年正月二十六日

明八ツ時過ぎ（二時頃）横町の助市方へ、表の戸を外して盗賊が

忍び入り、唐草四布蒲団一枚・小紋の着物一着・帶地二筋のほかに、錢箱に錢三貫文・金三両三分一朱の入つた掛硯箱ごと盗まれた。錢箱は願行寺の裏に、掛硯箱は新長屋道祖神うしろに捨ててあつたと記されている。

同八年七月

二十三日

海野町中嶋秀

藏方へ、一昨日

二十一日の夜四

ツ半時頃（十一

時）表の方の垣根を乗り越えて盗賊が忍び入り、

煎餅形一つ・古

紺屋町義兵衛出店富五郎方へ夜八ツ時過ぎ（二時頃）に表の戸を外して盗賊が忍び入り次の品々が盗まれた。

金二両（これは掛硯箱にいれて置いたもの）

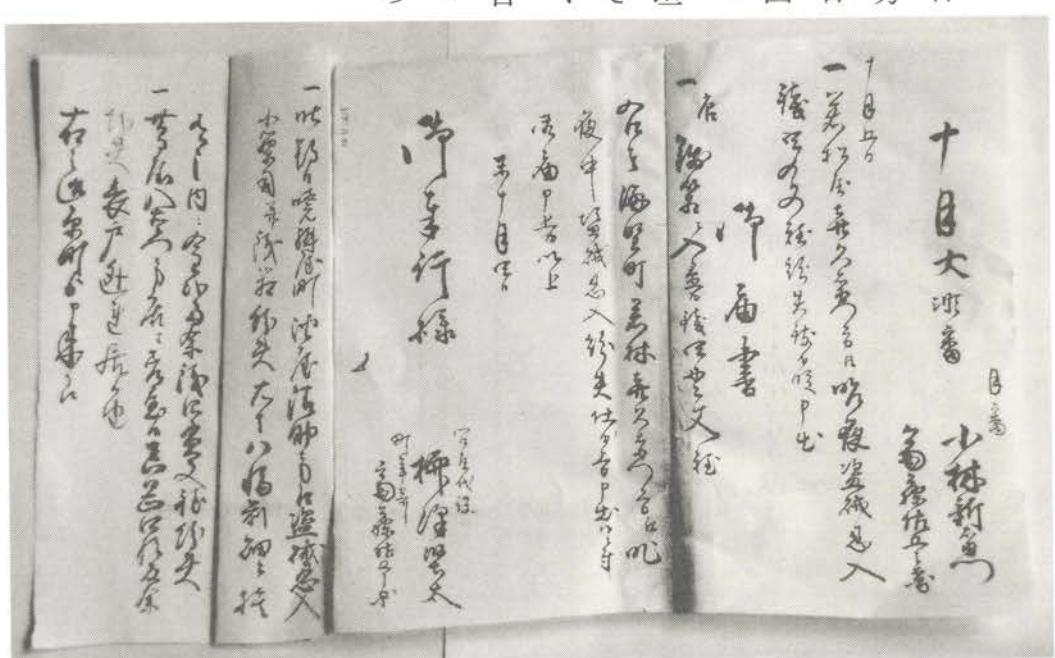
脇差一腰

紙入れ一つ（中に壱両が入つていた）

煙草入一つ

きせる一本

同八年正月二十六日



（「本陣日記」の一部）

天保期『問屋日記』における盗難の記載は百件以上に及ぶ。その中から四件を紹介する。

天保四年六月二十四日

木町伝蔵方で、着類一九品・金一両三分二朱・錢三貫八〇〇文余・傘一五〇本・白皮下駄緒八〇足と大量の品々が盗まれた。

この大難があつてから、自身番・辻番を厳重に勤めるよう藩から度々沙汰が出され、町奉行からも、木町伝蔵及び盗難に遭つた者へ、用心するようと申達しがあつた。

同六年十二月十一日

原町滝沢友次郎方店で、掛硯箱に入れて置いた金一四両一朱が盗まれた。朝七ツ時前（四時近く）他の人から知らせてもらい調べたところ、戸などに疵も無く外れていたので、表の戸を開けたままにしておいたことに気づいた。掛硯箱は、新小路矢出沢川に捨ててあつた。

同七年四月二十八日

奈良屋定吉の店へ、夜表戸の掛金を外して忍び入り、店の品を大量に盗んだ一例である。

小倉帶地四〇筋余

羽織紐 五〇筋余

手拭絞り一五反余、内半分ほど切々

襦袢地絞り二〇反余

綱打紐 二〇反余、内一五反ほど切々
小倉並びに皮煙草入五つ

同年十一月十四日

柳町の米屋栄三郎倅十作が、紺屋町の薬湯へ行き、風呂に入つている間に、小倉帯・弁慶嶋前掛け・黒皮煙草入（木の筒を添えて）・足袋・銀流しきせるが盗まれ、その代わりに綿入れが一つ置いてあつた、という。

（表2） 盗難に遭つた場所

	店先	止宿	自宅	寺	薬湯	未遂	その他	合計
天保元年	2	1	2	1				6
2年		1	1					2
3年	4	2						6
4年	4		1			2		7
5年	6		2		1	4		13
6年	8		5					13
7年	9		6	1	3	7	2	28
8年	20	2	10	3	1	6	1	42
9年	4	1	5		5			15
10年	5							5
合計	62	7	32	5	10	19	3	138

着類を盗むときは、風呂敷も一緒に盗んでおり、それに包んで背

負つて逃げたのであろう。

特異な盗品では、掛けておいた婚礼用暖簾・どうこ・松本賄所印書・判取帳などがあり、また三升鰐釜と白米三合を小風呂敷と共に盗まれ、麦粉三升を黒飯櫃に入れ盗まれた例もある。水晶の数珠・縮緬の衣などがお寺で盗まれた一件もみえる。

家の者が物音で目を覚まし、見に行くと、梯子を掛けたまま逃げ去り、その置いて逃げた梯子に名前が記されていたことから、梯子も盗んだものであつたという例もある。

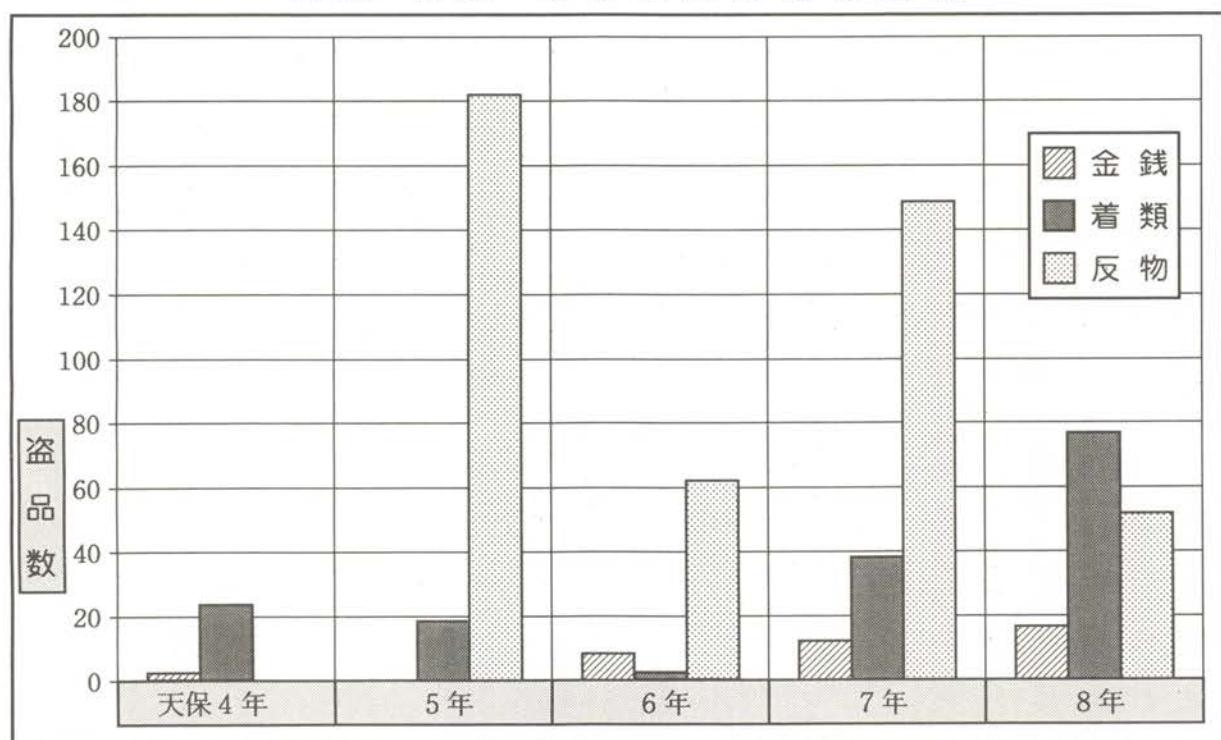
盜賊取締りについて、天保八年三月十六日に触が出された。

在町役人・五人組は互いに協力して盜賊・博奕などの悪事をする者を見つけたら早々に訴え出すこと。取り押さえて差し出したとき、死罪以上の盜賊を捕り押さえ差し出した者へは、二貫五〇〇文、同じく訴え出た者へは、二貫文の褒美を下さる、という内容であった。

藩から出された触により見回りを増やしたり、家々が防犯に注意を向けるようになつたこと也有つてか、未遂に終わつた事件も多く見られる。

長い年月の間飢饉に苦しめられた人々の中には、背に腹は変えられぬという行動が、盗む行為になつてしまつた者もいたのであろう。

着類・金銭・反物の盗品数の比較



郷土資料に見る天変地異

上田図書館所蔵の「花月文庫」・「藤廬文庫」などの貴重資料の中には、今回取り上げた『天保饉愁』のほかにも、享保十五年上田城下町の大火・寛保二年の洪水・天明の飢饉・天明三年浅間山大噴火・弘化四年善光寺地震等の災害を記録したものが七冊ある。天明三年浅間山大噴火に関する書が大半を占めるが、記載事項にはそれぞれ特色も見られる。以下、これら七冊を紹介する。

『享保以後上田町天変地災記』

秋葉及稻荷祠勧請記

本書は「花月文庫」所蔵の写本で、『日本教育史資料抄』『藤の下露』『上田学校沿革』『享保以後上田町天変地災記・秋葉及稻荷祠勧請記』の合本である。天変地異の記録である『享保以後上田町天変地災記・秋葉及稻荷祠勧請記』は僅か二二ページからなり、書写の時期、筆者は不明である。記述は、享保十五年（一七三〇）横町・海野町・原町の一〇戸を焼失した大火に始まる。

享保十五年十月八日、横町庄五郎宅より出火した火災は、海野町・原町の大半を焼失し、上田初めての一大事で、町中途方にくれ、先々の生活を案じていたところ、殿様が大久保御林から松木一万本を下さり、その慈悲により家作りができた。さらに御救米三百俵も与えられた。また、同年十二月二十五日には御館より出火、御殿が残ら

ず焼失した。

この相次ぐ大火により、人々は氣落ちし、家業にも身が入らず、年越しも簡単に済ませた。そして、度重なる火災は日頃の信心の薄さに神が咎めを与えたと思い、これから先災難から逃れるために、火防の神である遠州秋葉大権現を信奉し、講を結成して毎年参詣するようになった。

寛保二年（一七四二）八月の大洪水は、これまた古今の一大事で、流死人、山林家屋の流失は言語に絶した。国中の嘆きは深く、いよいよ神のご加護を祈り

信心するようになった。

さらに宝暦四年（一七五四）一月二十五日、

常田村助六宅より出火、

一六戸を焼失する火災

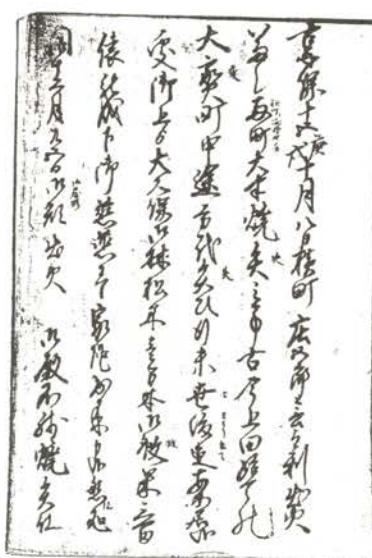
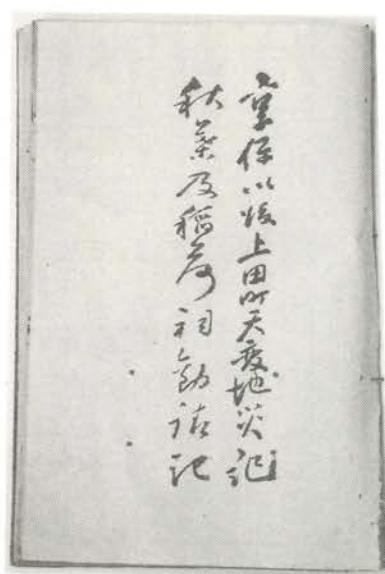
があり、やがて、秋葉

大権現を大法師（大星

神社）に勧請すること

になる。そのいきさつ

が記録されている。



『信州浅間焼之事』

この書は、天明三年（一七八三）の浅間山噴火の後、同年の冬に播磨清絢が写したものである。天明三年の浅間山の状態（六月の末より七月八日の大噴火まで）とその後の様子が書かれている。

六月の末より灰が降り、草木の葉は霜の降ったようであつた。七

月五日の午後、黒雲がたなびき、俄かに黄昏て砂が降り、雷が鳴り止まない状態が毎日続いた。七月七日昼頃、俄かに日暮れて神鳴が

渡り、振動し硫黄の臭いが漂い常闇の夜となつた。翌

八日は、浅間山の北の方より抜け、大きな火が五七尋（一尋は一八〇cm）上がり飛んだ。家の柱は折れ壁は落ち、人々は真っ黒で、田代かきのようであつた。軽井沢・追分は、石が降り、屋根が抜け、家の中に石が

積もつた、という。



七月九日前橋へ行つた人が逃げ帰り、利根川の様子を話した。

「大木の根が抜けて流れ、大石・家も流れ水の底に沈み、川の水は硯の色であつた。子供一人を抱き、一人を背負つた女が流されてきたので、助けようとして、さで綱を差し出した。その綱に子供を入れ助けることが出来た。母親も助けようとしたが、大石や家と共に流されてしまった。また、若い男が老いた母親と幼き子供二人と共に流されて來た。子を捨て母を川中から助けようとすると、母親が「我を捨て、子を助けよ」と叫ぶ。二人の子を岸の上に投げ、母親の後を慕い、川の中に戻る。ようやく母親も助けることが出来た。その志が天に通じ、周りの者も喜び生きた心地を味わい、少し元気が出た、という場面が書かれている。

溶岩の流出の場所は、助けようと思つても熱くて近寄れない。「水で木が燃える」と表現している。坂本・安中方面から中山道を南に溶岩が流れていつた。大木に火が移り焼け広がり、石・泥の高さは七、八尋程であった。この噴火で降つた灰・砂・石を取り集めれば浅間山より高くなるように思える。全く知らない世界に行つた気持ちである、といつてゐる。

噴火の有様が詳細に書かれている。また、泥に埋もれ火に焼かれ水に流され、数千人が死に、牛馬も多数死んだことなど、悲惨な被害の様子も具体的に書かれている。信州より上州の被害の大きいことがわかる。

この後、江戸時代の三大飢饉といわれる天明の飢饉へと続き、苦難な生活となつていく。

『浅間騒動記』



資料画像
にリンク

これは、天保五年申年永井義遊が記した写本である。

天明三卯年の夏より、平穏な山が噴火の気配である綿をほかした
ような煙が立ち上り、地響きと共に峰より火が燃え上がり、震動す
ることがおびただしくなった。近辺の者たちは、どうしたことかと
不安におののき、手に汗を握り、ただひたすら神仏の加護を念じて、
噴火の鎮静を祈った。されど、噴火は日増しに多くなり、前代未聞
の大噴火となつた。

煙は空一面を覆い、火の玉は八方に飛び散り、黒雲天空を覆つて
その合間に稻妻の如くひかり、大きい焼け石が飛び交い、地に落ち
て火の石碎けてまた火玉となる。往来にはもう旅人も無く、軽井沢
宿・追分・小田井その外近辺の者たちは自分で歩ける限り、夜中六
里も七里も逃げ惑う。だれかれと言うことも無いままに、道路に倒
れこむ者も出た。夜中で食事も出来ず、老人・子供は精力井尽きて
倒れ、死に至る者も出る始末であつた。命からがら知人や縁者を訪
ね行き一飯にあずかった。

軽井沢宿の茅葺家に火が燃え移り宿の半分が消失してしまつた。

消火に当たる者も無く、家財・財宝をそのままに捨てて逃げ去り、
その跡へは盗賊が入り込み、金銀財宝を盗み取つた。

ろうそくや行灯をともして、諸寺・諸山で護摩をたき念仏を唱え
た。諸国が凶作になり、江戸表も米に行き詰まり、上州でも信州か

らの米が入つてこなくなり、露の命をつなぐため致し方なく徒党を
組んで一揆を起こした者もいた。一揆勢は小諸城下へどんどん押寄
せ、上田領笛井・伊勢山・横尾・真田等まで乱入し火をつけていつ
た。夜中千曲川を越そうとして水に溺れる者もあつた。

浅間山麓裏側、北上州鎌原村は残らず押し埋められた。この村、
家数二百軒余、人数六百七十人余、漸く九十人ばかり生き残り、後
は皆泥の中に押し流された。その外、村村泥にて押し流された。そ
の場所四十二ヶ村、人馬流死何万という。

『天明三年浅間焼及騒動記』



資料画像
にリンク

この書物は『信濃国浅間嶽之記』と『天明騒動記』の合本である。
『信濃国浅間嶽之記』は天明三年（一七八三）の浅間山大噴火の様
子を、焼け始めから焼け崩れに至るまでの詳細、山が鳴動押し出し吾
妻川流域村々の流死人馬、流家などの被災状況を絵図と数値で示し
ている。幕府の災害復旧体制について、信州・上州・武州七〇三ヶ
村にわたる灰・砂・泥・火石・用水の悪水除など現地の復旧対策に
当たつた普請関係役人六〇人の名前、各々の仕事内容、受け持ち区
域と旅宿が記されている。同四年正月九日には、普請工事の出来栄
え見分に柳生主膳正他一九名が到着。更に普請手伝の熊本藩主細川
越中守家臣の、副奉行で現地熊本藩元締役であつた白杉少助他の名

前も見える。熊本藩は幕命により普請費用一〇万両を負担した。

この書は文政九年（一八二六）沓掛宿土佐氏所蔵の『大変記録』を借用して書き写したと記しているが、筆写した人の氏名も原本の著者名も不明である。

人々が世相を詠んだ歌が文末に載つていて、心情が吐露されている。

浅間しやふしより高き穀相場六斗の辻にまよひこそすれ

江戸の浦にうち出見れば國の内のかめの高きにいきはきれつ(米) (急)

土を動かし噴火する浅間の煙は陽射しを覆い、土が冷え陽気不順になり、噴火する硫黄灰が諸作物や草木を枯らし、梨や林檎、柿の花が九月に咲いたりと、異常現象の数々が示されている。浅間噴火前後の穀相場が毎月ごと記されているが、同三年七月と同四年二月とでは約三倍の高値になっている。「村々は飢餓で飢人餓死者その数知れず、郡内関東筋常の食物の他藁の粉、山の方にては木の根草の根までも掘り尽し、食事金錢続き難く日本四拾弐国の飢餓となつた」と書いている。

『天明騒動記』は同三年浅間山大焼けによる影響で、米価の高騰など世情が騒然となり、上州での打ち毀しに始まり、信州へなだれ込んだ一揆勢の様子が書かれている。信州小諸領羽毛山村（現東御市）西之入伊藤太が安政元年（一八五四）書いたとあるが、内容は書き写したものと思われる。

序文に次のように書かれている。「天明癸卯の初秋、信濃国浅間山
多いに焼け上がり、六ヶ国のがげとなつた。その頃都に世を逃れ隠
れていた老人が信濃国に行き、田舎の風俗有様を見ようと先ず諏訪
の七不思議を尋ねた。諏訪大明神に参詣し湖の風情に感銘して、こ
の夜はここに泊ろうと、枕に寄り添いしばらく眠ると、白髪の老人
が鳩杖にすがり立つてゐた。その老人が嘶をしたことである。」

目次には『旅枕時雨の実記』として次のノ紹がある

- ・騒動乱集の事
- ・妙義山天狗会の事
- ・信州潰はじめの事
- ・騒動賊徒と変わる事
- ・小諸評定の事
- ・上田評定の事
- ・賊盜滅亡の事
- ・十月五日夜村々騒事

はじめの七編は天明騒動の詳細である。一揆勢の足取り、打ち毀しに遭った家の名前、各藩の対応策、豪農・豪商などの動搖と一揆勢が消滅していく過程が書かれている。

終わりの編「十月五日夜村々騒事」は、誰が言い出したか分から
ない流布によつて、佐久・小県をはじめ広い地域の人々が大騒ぎを
したという一件である。「甲州より騒動起こり、その勢一万余人に
て佐久郡川上よりはじめ、村々残らず焼き払い来る」と五日暮れ方
村々に触れ回つた。各村では慌てて用心のための人を集め、加勢の
ため松明をふり立て押し出ると、これを甲州勢と見て対抗し、よく
よく見れば味方であつた。そのように各村ではお互いを甲州勢と思
い込み、争つてみればやはり味方であつたと言う。

いろいろな風聞があつたこの夜の騒ぎは、前代未聞のことであつた。後書では、この本には誤りや落ちがある、とも断つている。

『信濃ノ國浅間山大焼騷動記』

この本は写本で、「花月文庫」に収蔵されている。金子玄岱嘉成が、文政九年（一八二六）十九歳の時に写しておいたものを、六八歳になり改めて写し直したもので、次の五項目から成っている。

一 世上の奢り、華麗なる次第

一 浅間山大焼け、凶作の事

一 上州・信州騷動の事並びに打毀し焼払いの村家の事

一 米価値段高値困窮の事

一 御公儀より、凶年に付き度々御触書の写

中には次のような記載もある。

「天明三年浅間山大噴火が起きる以前の世相は、貧富の差など殆どないほどに、人々は自由自在に楽しげに暮らしていた。しかし、心ある人は、月の満つれば欠ける、という例えがあるように、用心するよう戒めたが、諸人の望みは尽きることなく、世の奢りは益々止むことを知らなかつた。

時は天明三年となつた。麦秋となり取入れをしたが、大麦・小麦共に不作で、平均して五、六分の収穫でしかなかつた。しかし、春に植えた稻の苗は、初めは不良の育ちであつたが、段々良く生い立ち、人々に勇気を与えていた。ところが七月になり、浅間山大焼けとなり、近国近在大変事となつた。」

また、小諸城主牧野遠江守が、帰国の途中噴火に遭遇した様子が、中間奉公に出ていて、藩主のお供をして帰ってきた人から聞いた話として記載されている。

「藩主の帰国にあたり、荷物は先に七月一日江戸屋敷を出、七日に噴火に遭つた。石砂降ること夥しく、命が危なくなり、荷物を残らず切り落として、人馬はようやく逃げ去つた。石砂の底に埋まつた荷物は、同十四日に掘り出し、背負子で、沓掛宿まで送つた。

一方、藩主は六日に江戸を立ち噴火に遭い、泥の雨が降り、竹木がなぎ倒され、通路は無くなり、逗留を余儀なくされてしまった。大雨で増水した安中川では、竹を調達し筏を拵え川越えしたりしながら、十六日夜漸く小諸へ帰国することができた。」

この本には、噴火の後、水野出羽守や久世大和守が出した触書の写しもある。あて先は「奏者番衆・寺社奉行衆・大目付」である。普請の竹・木・石はもちろん、必要な物資はなるべく下値にし、普請に差支えないよう、名主や地頭から村々へ申し渡すように、と配慮している。



『信濃国大地震大満水写』

上田図書館「花月文庫」郷土史料に分類所蔵されている写本である。表紙の題名は標記の通りであるが、実際は『諸国大地震』『弘化四末三月廿四日夜四ツ時善光寺近鄰大地震』『浅間焼出大変記』の三冊が合本されていた。

『諸國大地震』

寛永十年（一六三三）関東地震から嘉永七年（一八五四）までの諸国で起きた大地震を列記してある。中でも弘化四年（一八四七）信州大地震・嘉永七年勢州地震・同年東海道大地震については、特に詳しく記載されている。

信州大地震 中野陣屋役人高木清左衛門が、幕府勘定所に宛てた届書き三通、中之条陣屋役人川上金之助が勘定所に宛てた届書き、周囲の私領領土から幕府に宛てた届書きなどが写されていて、地震が起きたときの様子、被災状況などの詳細が分かる。また、犀川が山抜け土砂で埋もれ、塞き止められた水が一気に流れ、大洪水になったことが、報告されている。

更に拝借金二五〇〇両の願いも出されている。

勢州地震 京・奈良・福井などの広範囲の被災状況が記載されて
いる。

東海道大地震 浜辺の村々は、津波の大被害が出て、死人怪我多数出たという。「甲州府中・信州松本右過半潰れ、同国鰐沢大半潰れ、出火にて焼失、信州松代・美濃大垣・加納岐阜、此の辺大あれ」の記載も見え、被害は九州あたりも含まれる広範囲

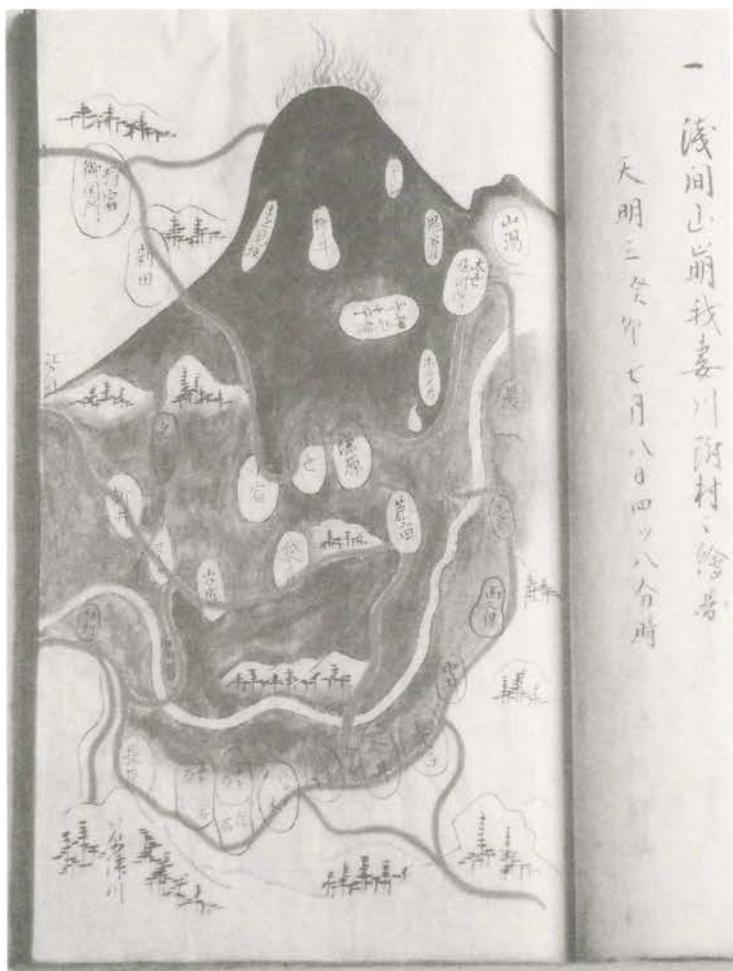
であつた。

『弘化四末三月廿四夜四ツ時善光寺近鄰大地震』

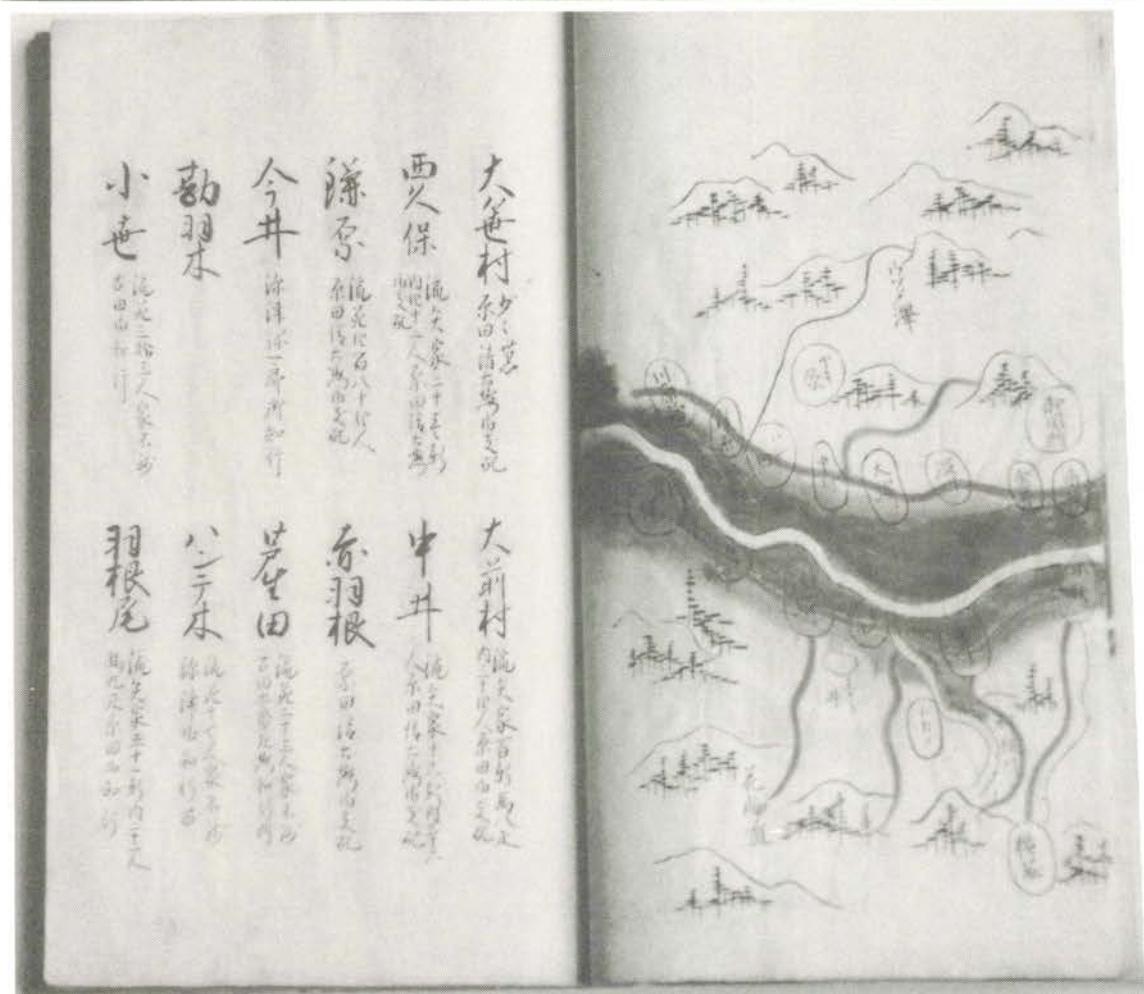
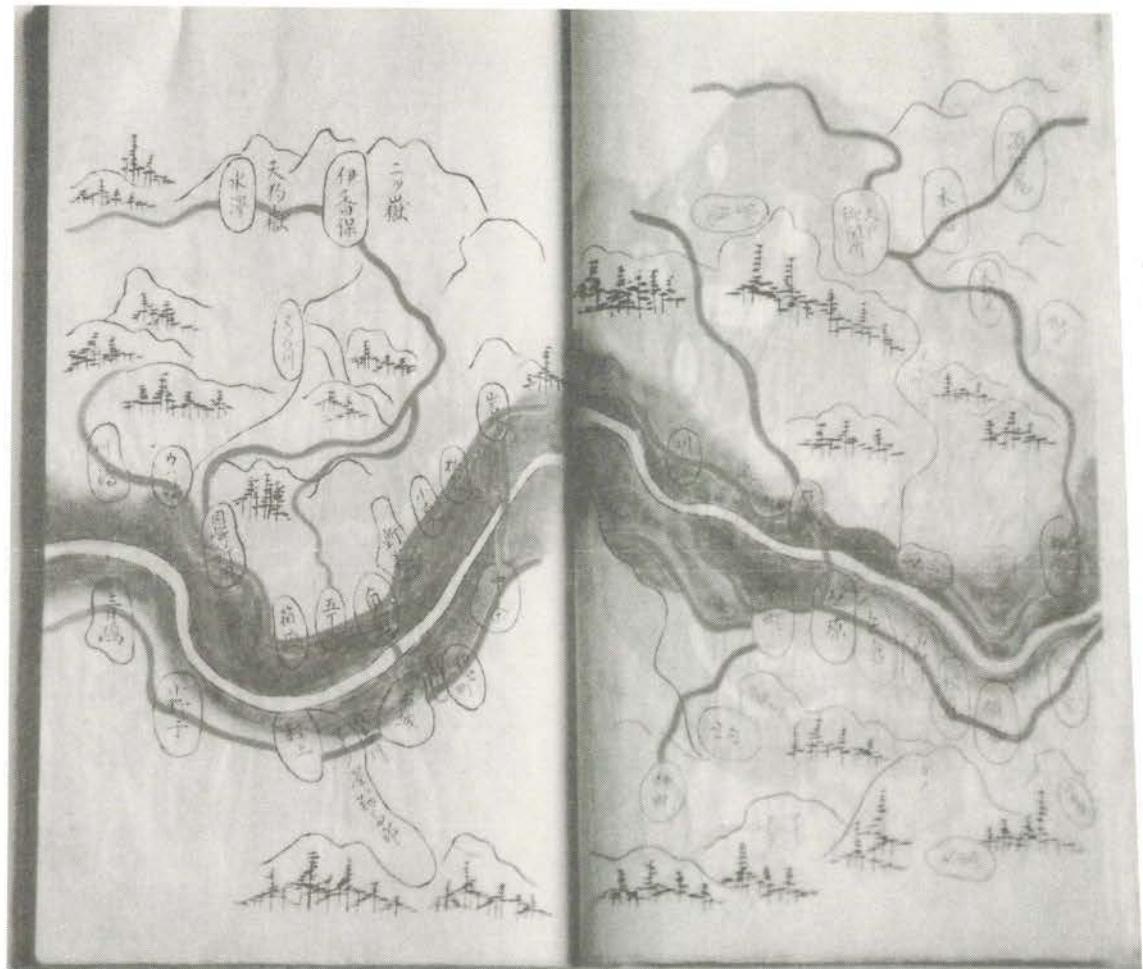
この地震は、三月二十四日より四月二十四日までの間に九二四回ほど揺れたという。各村々の潰れ家・半潰れ・死人・怪我人などの他に、死牛馬の記載もある。飯山藩主本多豊後守が幕府に届けた「城内並びに家中城下町」破損状況が詳しい。

天明三年以前の浅間山の謂れなどに始まり、同三年の大噴火と、それによつて起きた各村々の被災状況が克明に記されている。特に宿場旅籠役人からの届書きが多くを占める。米相場の記載もある。

『浅間焼出大変記』



「浅間山崩我妻川附村々絵図」（前頁より続く）



『信濃史談』

この本は、飯島保作（号、花月・雪堂）が、興味を持った歴史的事項を、本から抜書きし、また新聞・雑誌の切抜きなどを集め、冊子にしたものである。

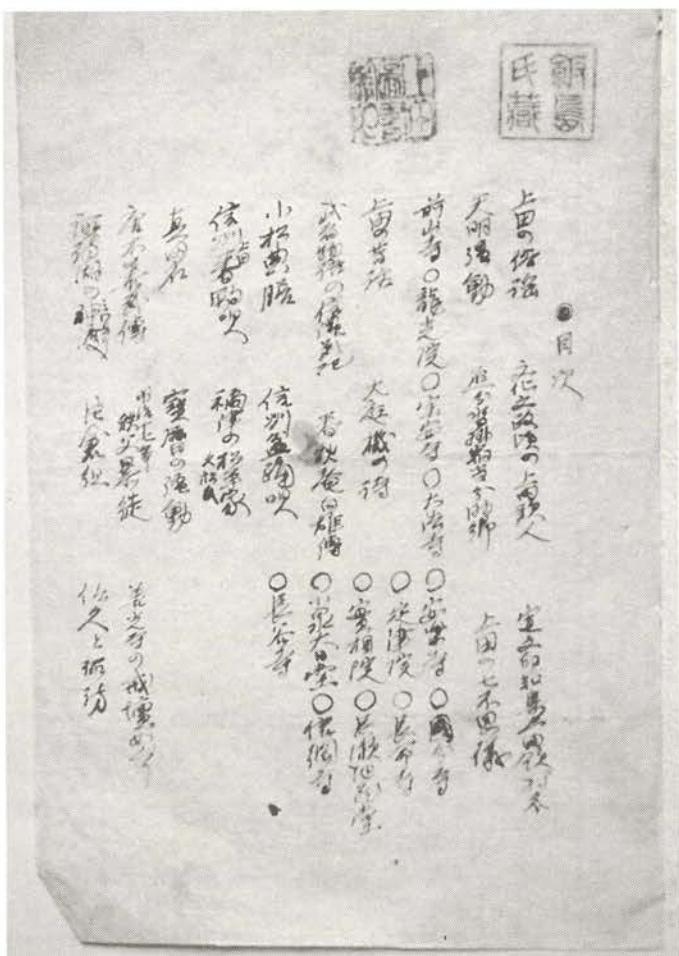
目次は四十数項目からなっている。その中から大正五年（一九一六）上田郷友会月報掲載の「天明の東信騒動」を取上げた。

天明三年（一七八三）は、気候不順で五穀稔らず、米価高騰し、各地飢饉に迫り惨憺たる光景、実に稀有の年であった。これを「天明の飢饉」と言う。

凶年の常である騒動が、上州磯部・安中・板鼻辺りに起つた。

一揆は横川の関を越え、軽井沢から沓掛・追分などを脅かし、岩村田領に入り暴れまわつた。更に野沢辺りまで行き引き返し、北に転じて小諸領を通過し、上田領に入った。ここでも暴行を思いのままにしようとしたが、上田藩の捕吏に阻まれ、田藩の捕吏に阻まれ、暴徒は四方に離散し、ようやく鎮静した。

この騒動の顛末は、『北佐久郡誌』に詳しく述べられている、としてその一文も載せていく。



西暦	和暦	記 事	分 類
		◆5月ころより曇り日続き冷風吹き、大雨洪水も加わり損耗5万2000石以上の大凶作となる ◆藩、「救荒養生法」を出し、菜、乾菜の代用・粉末の製法・大麦挽き割りの代用・解毒法・毒草の類・藁餅の製法・養生の事を教示する	凶作 藁餅製法
1837	天保 8	◆2月、小泉組で藍瓶改めが実施される ◆2月、藩、去年秋の凶作のため米穀払底につき、海野町土屋嘉右衛門、原町島田万助、塩入喜三郎の3人に手当米買入御用達を命じる ◆6月、浦野組仁古田村が愛宕山において雨乞いを行うため、木曾御岳山へ御神水を貰いに行く（同10年7月7日にも雨乞い） ◆6月19日、竹内善吾、越後米5~600俵の買入に越後に出向し奔走する ◆この年、房山村土屋文吉、秋蚕種をつくりだすと伝える。このころ秋蚕の飼育が始まる	藍瓶改 手当米用達 雨乞い 越後米 養蚕
1838	9	◆4月、松平忠優、奏者番となり、同日から寺社奉行を兼帶する（同14年2月22日まで） ◆この年まで凶作が続く ◆12月、領分往還筋・在々通り筋の茶屋商売の者、冥加銀献上・鑑札下付と取り締まりを願い出る	寺社奉行 凶作 茶屋商売
1839	10	◆松代・松本・上田3藩の分担調整により「天保の国絵図」ができる ◆2月25日、原町、市神社再建願いを出す ◆6月18日、原町の島田万助、京都越後屋喜右衛門へ売った生糸28捆の代金1100両を為替手形で決済する。このころ為替手形の信用取引が一般化する ◆当亥年から10年間（申年まで）、駄賃人足賃が寛政2年の3割増しとなる	天保国絵図 市神社 為替手形
1840	11	◆4月、藩、夜間外出禁止の旅人に品物を売る「夜商売」を取り締まる ◆藩、再び他所職人の領内入り込みを禁止し、さらに11月長屋新建を停止する（嘉永元年条件をつけて長屋新建を許可する） ◆舞田村の中村弥七郎、『天保蚕秘養蚕重宝記』を著す（翌12年には上塩尻村の藤本善右衛門が『蚕かひの学』の養蚕技術書を、弘化4年上塩尻村の清水金左衛門が『養蚕教弘録』を著す）	駄賃人足賃 夜商売 長屋 養蚕書
1841	12	◆生糸の産出が多くなり上田に糸市が立つ。藩、生糸市場心得を通達する ◆5月、仁古田村の紙屋仁右衛門、家に入った盜人が江戸で捕まり盜品が出る。幕府役人が松代旅宿で、望みなら品物を江戸奉行所へ持ちに来るよう申し渡すが、仁右衛門、取り捨ての処分を願う ◆11月、肴類すべて肴問屋を経て小売店へ売渡す。寛政元年からの肴問屋制度に小売店側が反対し、買い占め反対の口上書を提出する ◆中吉田村の吉田池、天保4年に普請をはじめ、この年出来る ◆浦野の東昌寺鐘楼を、この年、立川流大工宮坂常蔵が建てる	糸市 盜品 肴問屋 吉田池 東昌寺鐘楼
1842	13	◆2月、上田宿の旅籠代、上248文・中200文・下172文で弁当代は別途に16文であった ◆3月、藩、蚕種鑑札制度を再開し、取り締まり規定書を作成する ◆6月、藩、質素儉約令および諸商売制度書を提示し、米価に応じた諸物価の引き下げの触を出す。諸商人請書を提出する ◆原町・柳町は、年玉・雛内裏人形・恵比寿講などの「町内取極」をつくり、質素儉約に取り組む ◆7月、上田領内の日雇錢を申告する（春4月半から土用明けまでと秋土用から秋休みまでは200文・他の季節は150文） ◆集中豪雨により蛭沢川、矢出沢川洪水で、柳町床上浸水などの被害甚大 ◆上塩尻村、この年から安政4年まで信友講（無尽講）を結成し、子孫永続と凶作の備えのために1口金2分として春と冬の2度積み立てる（その外、上田町、田中組などに永続講が結成されるようになる）	旅籠代 蚕種鑑札 儉約令 町内取極 日雇錢 水害 信友講
1843	14	◆3月、江戸相撲浦風林右衛門、金剛寺村鎮守へ相撲太鼓櫓を奉納する ◆3月12日、伊勢山村で火災が発生し、28戸焼失する ◆8月、家老藤井三郎左衛門、藩の借財取り片付けを命じられる	相撲 伊勢山火災 藩借財
1844	15	◆2月、御所村の田子氏読書と臨池（習字・書道を指す）門人を記録する（読書10人、臨池23人、追記23人） ◆5月、産物改所を大手前に新築移転する（天保4年以後の両問屋から） ◆7月、上田城下町在分の居宅商いの区域を定める ◆12月28日、松平忠優、奏者番に再任され、即日寺社奉行兼帶となる	寺子屋門人 産物改所 居宅商い 寺社奉行
弘化元 (12/2)			

古文書学習会「山なみ」

講師 尾崎 行也

会長 宮島かつ子

池田 達男

岩下 幸枝

岡安 操子

木内 文子

工藤 強

栗木 陸子

黒岩 弘

神津 定代

小林 容子

小林 佳枝

小山 一夫

小山 和宏

小山ますみ

塩沢 展子

関 弘子

寺島よしえ

中澤 啓子

平井 芳江

松山志津江

三井 紀子

柳澤 淑子

《年表》天保期の上田

西暦	和暦	記 事	分 類
1830	文政13	<ul style="list-style-type: none"> ◆4月、松平忠優、藩主に就任する ◆上州、小諸から海野町・原町太物商組合へ木綿尺幅の統一を申し出る ◆町方奉公人の需要増加に伴い、長屋の建設が増え、問題がも起こってきたため、藩は長屋の新建停止命令を出す ◆11月29日、原町の井筒屋宗兵衛、瀬戸物店を開店する ◆この年、大原幽学(33歳)、江戸へ上る途次1年間上田に滞在し、原町の商人に神・儒・仏融合の学を教える 	忠優家督 木綿尺幅 長屋 瀬戸物 大原幽学
	天保元 (12/10)	<ul style="list-style-type: none"> ◆この年、手塚村の不動池(新池)新築なる 	不動池
1831	2	<ul style="list-style-type: none"> ◆7月、原町島田万助、原町の看問屋2軒の内1軒閉店のため、問屋渡世を願い出る ◆9月、藩主松平忠優、初めて上田へ入部する ◆上塩尻村の蚕種商人66人は冥加永(錢)の上納を藩に願い出る ◆11月、塩尻組、道中奉行から助郷免除の「御付札」をもらう 	看問屋 忠優入部 冥加錢 助郷免除
1832	3	<ul style="list-style-type: none"> ◆2月、藩、「他所職人取扱方心得之覚」と「他所職人制度書」をつくり、他所職人領内入り込みを許可する。それに伴い、同4年5月長屋の新建が解禁となる ◆5月13日、忠優、武石村等極度に困窮のため幕府へ中山道和田・長窪宿への助郷免除を家臣山本吉次郎名義で願い出る ◆7月、21条の「諸職人制度書」を作事方がつくり、大工・木挽・畳師・屋根師・左官・桶師・瓦師・石工それぞれの冥加金上納を定め、鑑札を渡し切りにする ◆この年、藩、再び検見取りをする 	他所職人 長屋 武石助郷 職人冥加金 検見取
1833	4	<ul style="list-style-type: none"> ◆2月、諸職人世話役を置き、10か条の「世話役制度書」がつくられる ◆2月6日、藩、産物改所(後、改め会所)を両問屋に設置する。同5年4月1日から領内産の絹・紬・生糸の品質検査をし、改料を徴収する ◆2月6日、藩、領民に許可する帯刀御免の城内・城外・他所の範囲を変更する ◆5月、藩、油絞りのための菜種を田畠へ勝手に作ることを認め、1か村に3、4升ずつの種を渡す ◆8月、天候不順で不作のため上田町内37人から出金させ、町内困窮の者を定め、藩の救米と一緒に御救米を分ける。困窮の度により上中下三部に分けて率を別にして救米する ◆冷害に大風が加わり、上田領の損耗5万1000石余の凶作となる。その後、同9年まで続く天保の飢饉が始まる ◆9月、凶作につき酒造・他所酒買入停止の触が出る ◆11月、上州吾妻郡12か村、洗馬組割元へ上田領払米の売渡しを願い出る。上田領では他領に出穀を禁止する ◆12月1日、富山領の売薬商人ら38人、冥加銀一人年分銀10匁を上納し、鑑札を受ける ◆この年、和田宿付定助郷の御嶽堂村が、免除嘆願の差村として小泉・塩田組の29か村を指定する。同9年、幕府は御嶽堂村の代助郷を塩田組の8か村に命じる 	産物改所 帯刀御免 菜種 御救米 天保の飢饉 酒造停止 穀出し禁止 富山薬売 差村 代助郷 紺屋株 菓子職人 巣穀真綿 疫病
1834	5	<ul style="list-style-type: none"> ◆5月22日、紺屋株の売買・賃借を自由とする ◆5月26日、藩、菓子職の世話役を設け、冥加銀を差し出させ、鑑札を渡す ◆5月、藩、繭巣穀・真綿売買を取り締まり、鑑札を渡し、料銀を課す ◆上田領分町在ともに疫病流行する(同8年にも流行し、藩では他領よりの寄留者にいたるまで、罹病者に薬を施与する) ◆12月、海野町・原町問屋、産物改料140両余を上納する 	産物改料 席順争 種繭 疫病
1835	6	<ul style="list-style-type: none"> ◆1月26日、文政12年より起こった町年寄と村庄屋の席順争いについて、藩、勤功ある町年寄に格式を与え割番格並とすることで解決する ◆1月、年来の種繭の仕入方は籠入れを買入れたが、繭量不同のため目方買いとし、1両につき何貫と変更する。 ◆昨年10月ころより2月ころまで雨なく、7月大雨風、8月霜・冷害により上田領の損耗3万石余に及ぶ 	種繭 冷害
1836	7	<ul style="list-style-type: none"> ◆1月、藩、江戸・上田の当暮より来年中費用出入の積帳書き上げる。収入金1万3874両1歩2朱、支出金5万7595両1歩・銀42匁2分5厘、不足金4万3720両3歩2朱・銀42匁2分5厘 ◆2月、上塩尻村で、上田領内の蚕種の生産量を取り調べる(含半取) ◆8月25日、上田領稻荷山で凶作による米価高騰、生活の困窮などを不服として騒動が起こる。6人捕らえられる ◆8月、髪結いの本格的な取り締まりを進めるため、鑑札制度を取り入れる 	藩費用 蚕種生産 騒動 髪結

天保飢饉の上田

発行日 平成十九年十一月一日
編集 古文書学習会「山なみ」・上田市立上田図書館
発行 上田市立上田図書館
上田市材木町一一二一四七

電話 ○二六八一二二一〇八八〇

印刷 一喜堂印刷

上田市塩川六三〇一三〇
電話 ○二六八一三五一六二四

32	19	9	8	8	7	4	4	ページ
上	下	下	下	下	下	上	上	上段・下段・図
17	4	1	21~26	13	1	14	13	行
季気候順次	菜	左図参照	穀● (五ヶ所あり)	徵集●	上田市上田博物館●●	鍛治町●	件●	誤
季候順次	草	図2参照	殻○	徵収○	上田市立博物館○○	鍛治町○	軒○	正

		47	43	43	40	34	33	ページ
			下	上	上	上	上	上段・下段・図
		3	2	13	14	14	13	行
	問題がも起	●	弘化四末三月	私領領土	●	精力井尽きて	盗み捕り	救米遣
	問題が起	○	弘化四末三月	私領領主	○	精力尽きて	盗み取り	救米遣